



南島原市次世代育成支援地域行動計画

ひまわりキッズ

～子育て大作戦!!～



平成22年3月
南島原市

南島原市次世代育成支援地域行動計画

ひまわりキッズ

- 子育て大作戦！！ -

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本理念	3
5	計画の基本目標	4
6	計画の体系	5
7	計画の策定体制	6

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1	人口等の動向	7
2	就労環境	12
3	子育て支援サービス等の現状	15
4	ニーズ調査結果から見た子育て支援ニーズ	21

第3章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 子どもが心豊かにたくましく育つことができるまちづくり

1	子どもが基本的な生活習慣を身につけるために	27
2	子どもと親のコミュニケーションを十分確保するために	30
3	子どもの病気や事故を予防し、心身の気になる変化にきちんと対応するために	33
4	子どもの学校生活を充実させるために	37
5	子どもが様々な活動や体験をするために	40
6	子どもの人権を守るために	43
7	障がい児に対する支援充実のために	46

基本目標 2 保護者が安心と希望をもって子育てできるまちづくり

- | | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 健康で安全な妊娠と出産のために | 49 |
| 2 | 育児等について気軽に相談し、広く情報を得るために | 52 |
| 3 | 安心して子どもを預けられる場所を確保するために | 55 |
| 4 | 家族で協力して子育てをするために | 57 |
| 5 | 子育て等に伴う経済的負担軽減のために | 59 |

基本目標 3 地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支援するまちづくり

- | | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 子育て家庭と地域との連携を確保するために | 61 |
| 2 | 地域の人々との交流を促進するために | 64 |
| 3 | 子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために | 66 |
| 4 | 子ども連れでも外出しやすいまちにするために | 69 |
| 5 | 子どもの安全に配慮された地域社会を形成するために | 71 |

基本目標 4 心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり

- | | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけるために | 74 |
| 2 | 自ら心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期をおくるために | 77 |
| 3 | 社会の一員としての自覚と責任をもち、親になる準備を進めるために | 80 |

第4章 計画の実現のために

- | | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 子育ての社会化に向けた気運の醸成 | 83 |
| 2 | 関係機関等との連携・協働 | 83 |
| 3 | 計画の進捗管理 | 83 |

資料

- | | |
|------------------------|----|
| 南島原市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿 | 84 |
|------------------------|----|



第 1 章 計画の概要



1. 計画策定の背景及び趣旨

本市では、平成19年3月に、旧8町単位で策定されていた次世代育成支援行動計画の統一化を図り、「南島原市次世代育成支援地域行動計画」を策定しました。この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく計画で、これまで数々の子育て支援策を行ってきたにもかかわらず、なおも進行する少子化への対策として、国がこれまでの取り組みを見直すと同時に、新たに「子育ての社会化」という考え方を導入して、市町村にその策定を義務づけた計画です。旧8町の行動計画がそれぞれ平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする前期計画として策定され、それを継続する形で平成19年度からの3か年計画として策定されていたため、今年度見直しの年を迎えることとなりました。

平成14年9月に国の「少子化対策プラスワン」が発表されるまでの少子化対策は、「少子化の要因は晩婚化、未婚化にある」という前提に立ったものでした。すなわち、少子化の要因である晩婚化、未婚化が進んでいるのは仕事と子育ての両立が難しいからで、それを解消するためには、主に保育サービスの充実を中心とした仕事と子育ての両立支援施策を推進しようという考え方です。従来の「エンゼルプラン」はまさにこの観点から策定されてきたものでした。

しかし、「少子化対策プラスワン」では、少子化の新たな要因として「夫婦の出生力の低下（子どもを持たない夫婦の増加）」に光が当てられました。今までは結婚すれば子どもを生む選択をすると考えられていたわけですが、その根底が覆されることになったわけです。そこで、国は従来の「子育てと仕事の両立支援」中心の取り組みに、「地域における子育て支援」、「男性を含めた働き方の見直し」などを加え、「子育ての社会化」の考え方を取り入れた施策の推進を打ち出します。次世代育成支援行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」の制定もこの流れの延長上にあり、そこでは、「子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会」がめざす姿として描かれています。

さらに、現行の次世代育成支援（前期）行動計画策定後も、国は、「少子化社会対策大綱（平成17年6月）」、「新しい少子化対策について（平成18年6月）」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月）」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和のための行動指針（平成19年12月）」、「新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月）」など次々と少子化対策について方針や施策を発表しています。特に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」解消のためには、「働き方の見直しに

よる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」及びその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を、車の両輪として同時並行的に推進していくことが必要不可欠とされており、後期計画の策定においては、かかる観点からの施策展開と「利用者の視点に立った点検・評価の導入」が求められています。

そこで、本市においても、こうした国の新しい動向と前期計画の進捗状況を踏まえつつ、より総合的に、また行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員がそれぞれの立場で、少子化時代の子育て環境づくりに取り組むべく、ここにその指針としての「南島原市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定することとしました。

2．計画の性格と位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、南島原市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものであり、家庭における子育てを中心に、行政、企業・職場、学校、地域団体など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すものです。

また、この計画は、国の「行動計画策定指針」を踏まえ、市の上位計画である「南島原市総合計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図りました。

3．計画の期間

この計画は、平成22年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする5か年計画とします。

4 . 計画の基本理念

地域の人の優しさに見守られながら 心身ともに健やかな子どもが育つまち

子育ての基本は“ 家庭 ” にあり、親がしっかりと責任を持って子育てに取り組んでこそ、健やかな子どもの成長が期待できることは言うまでもありません。

しかしながら近年、核家族化をはじめ女性の社会進出、子育てと仕事の両立を求める人々の増大など、もはや家庭だけで子育てを行うことには、一定の限界があります。

子育て中の親にとっては、行政や保育・教育機関に対する期待がますます高まっています。行政も一定の支援が必要ですが、多様な市民ニーズへのきめ細かな対応の必要性や厳しい財政状況を考えると、行政だけで子育て問題を解決することは困難な状況になってきています。

そのような中で、私たちが住む南島原市では、豊かな自然環境の中、たくさんの心優しい人々が、地域で育つ子どもたちを温かく見守り、子育てに手をさしのべています。

子どもは、次代を担う地域の宝です。この小さな宝は、地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましく頼もしい存在となります。今日の少子化の進展から、地域の明るい将来を築く大切な宝が失われることのないよう、子ども一人ひとりの権利を尊重し、幸せな生活を守りはぐくんでいくことは、市全体の大きな使命です。

この計画では、地域の中で、すべての子どもが将来の夢に向かって胸を膨らませながら、たくましく成長でき、保護者が安心して子どもを生み育てることができるよう、地域ぐるみによる心温かな子育て支援を推進します。

5 . 計画の基本目標

前期計画では、南島原市の現状と課題を踏まえて7つの基本目標を設定し、行政施策の体系化を行っていました。また、国の策定指針が行政施策を柱としたものであったため、行動計画における「行動」主体も「行政」中心のものとなっています。

しかし、基本理念で謳っているように、本当に「子育ての社会化」を推進するのであれば、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を取り入れながら、どのような子育て社会を目指すのかを市民の視点から設定し、その達成のために必要な条件を洗い出すことによって、施策体系を再構築する必要があります。

また、「利用者の視点に立った点検・評価」を導入し、計画の成果を検証可能なものとするためには成果指標の設定が不可欠ですが、次世代育成支援については行政の努力だけで成果を上げることができるものは極めて限られています。子育ての中心はやはり家庭であり、家庭と地域、学校さらには企業、事業所等を巻き込んだ取り組みを行わなければ、成果が見えてこないものがほとんどです。成果指標を設定する以上、行動計画の「行動」の主体を行政のみならず、家庭や地域にも拡大し、それぞれの行動を計画の中身として位置づける必要があります。

本計画では、かかる観点から市と市民がめざすまちの姿を、子ども、子育て家庭、地域社会、次代の親という4つの視点から設定し、計画の基本目標とします。

基本目標1

子どもが心豊かにたくましく育つことができるまち

基本目標2

保護者が安心と希望を持って子育てできるまち

基本目標3

地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支援するまち

基本目標4

心身ともに健全な次代の親を育むことができるまち

6. 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な条件を抽出し、第3章において、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みを明らかにするとともに、その活動量や成果を測定するための評価指標と目標値を設定することとします。

基本理念

基本目標

基本目標達成のために必要な条件

地域の人の優しさに見守られながら 心身ともに健やかな子どもが育つまち

1 子どもが心豊かに
たくましく育つ
ことができる
まちづくり

- (1) 子どもに基本的な生活習慣が身についている
- (2) 子どもと親のコミュニケーションが十分とれている
- (3) 子どもの病気や事故を予防し、
心身の気になる変化にきちんと対応できる
- (4) 子どもの学校生活が充実している
- (5) 子どもが様々な活動や体験をすることができる
- (6) 子どもの人権が守られている
- (7) 障がい児に対する支援が充実している

2 保護者が安心と
希望をもって
子育てできる
まちづくり

- (1) 健康で安全な妊娠と出産ができる
- (2) 育児等について気軽に相談でき、広く情報が得られる
- (3) 安心して子どもを預けられる場所がある
- (4) 家族で協力して子育てができる
- (5) 子育てに伴う経済的負担が軽減される

3 地域ぐるみで
子どもと子育て家庭
を支援する
まちづくり

- (1) 子育て家庭と地域との連携がとれている
- (2) 地域の人々との交流ができる
- (3) 子育てと仕事の両立ができる社会環境が整備されている
- (4) 子ども連れでも外出しやすいまちづくりが行われている
- (5) 子どもの安全に配慮された地域社会が形成されている

4 心身ともに健全な
次代の親を育む
ことができる
まちづくり

- (1) 生命の大切さを理解し、
性に関する正しい知識を身につけることができる
- (2) 自ら心身の健康を維持・増進し、
健やかに思春期をおくることができる
- (3) 社会の一員としての自覚と責任をもち、
親になる準備ができる

7 . 計画の策定体制

(1) 南島原市次世代育成支援対策地域協議会の設置

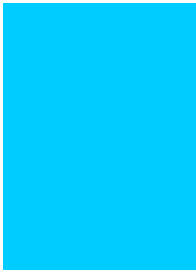
本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、次世代育成支援施策の推進に係る検討を行うために、「南島原市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、協議を行いました。

(2) 次世代育成支援に関するニーズ調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ、児童・生徒の生活習慣や遊びの状況、中学生や妊婦の結婚や子育てに関する意識、さらには妊婦の妊娠中の過ごし方等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、平成 21 年 2 月 1 日現在、市内在住の方を対象に、以下のとおり、ニーズ調査を実施しました。

● ニーズ調査の実施概要

調査対象	就学前児童の保護者（地域バランスを考慮しながら抽出） 小学校児童の保護者（地域バランスを考慮しながら抽出） 中学 2 年生の保護者（全数） 中学 2 年生（全数） 妊娠中（初産）の女性（全数）
調査方法	: 子どもが保育所や幼稚園に在園している方は保育所や幼稚園を通じての配布・回収。家庭で子育てしている方は郵送による配布・回収 : 小学校を通じての配布・回収 : 中学校を通じての配布・回収 : 中学校を通じての配布・回収 : 郵送による配布・回収
調査期間	平成 21 年 2 月 9 日（月）から平成 21 年 2 月 23 日（月）まで
回収結果	配布数：1,231 件、有効回収数： 895 件(有効回収率：72.7%) 配布数：1,511 件、有効回収数：1,371 件(有効回収率：90.7%) 配布数： 547 件、有効回収数： 498 件(有効回収率：91.0%) 配布数： 550 件、有効回収数： 514 件(有効回収率：93.5%) 配布数： 71 件、有効回収数： 26 件(有効回収率：36.6%)



第2章 子どもと子育て家庭を 取り巻く現状



1. 人口等の動向

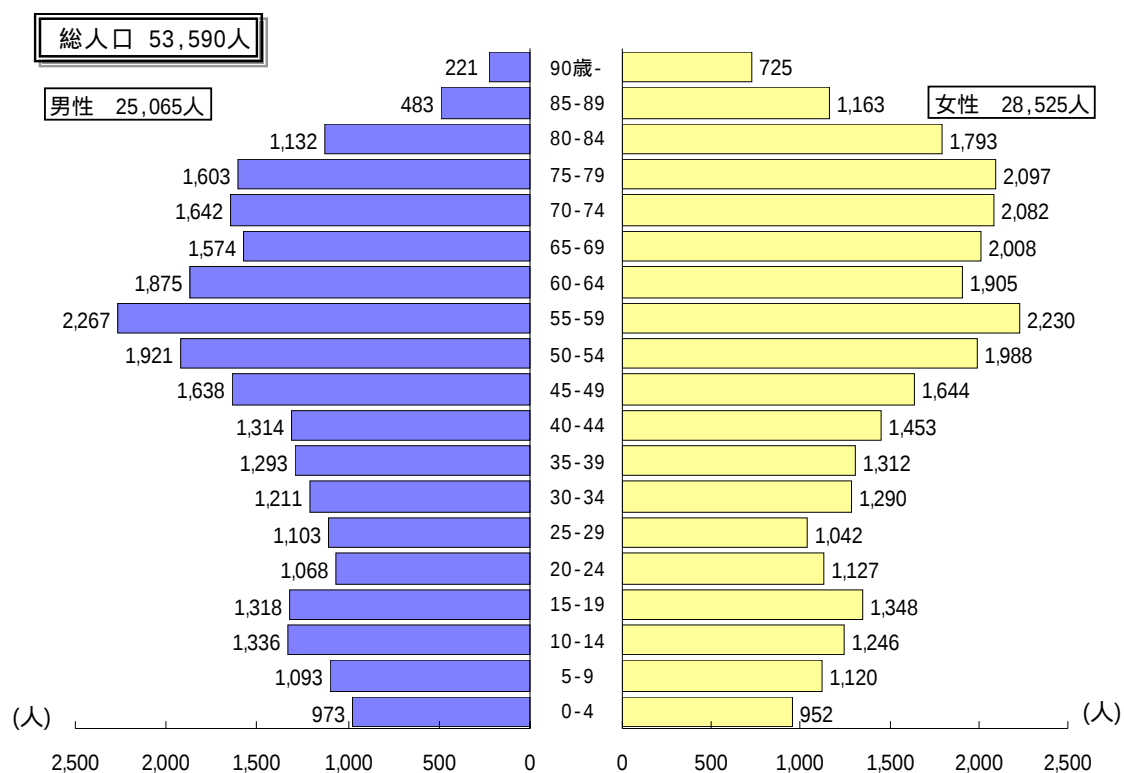
(1) 人口の推移

総人口

本市の平成21年4月1日現在の総人口は、男性25,065人、女性28,525人の計53,590人です。第1次ベビーブーム世代である50代後半の人口が最も多く、40歳未満の若い世代、特に20代の人口が少なくなっていることがわかります。

現在の30代に比べ、これから結婚適齢期を迎える20代の人口がかなり少ないことから、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。

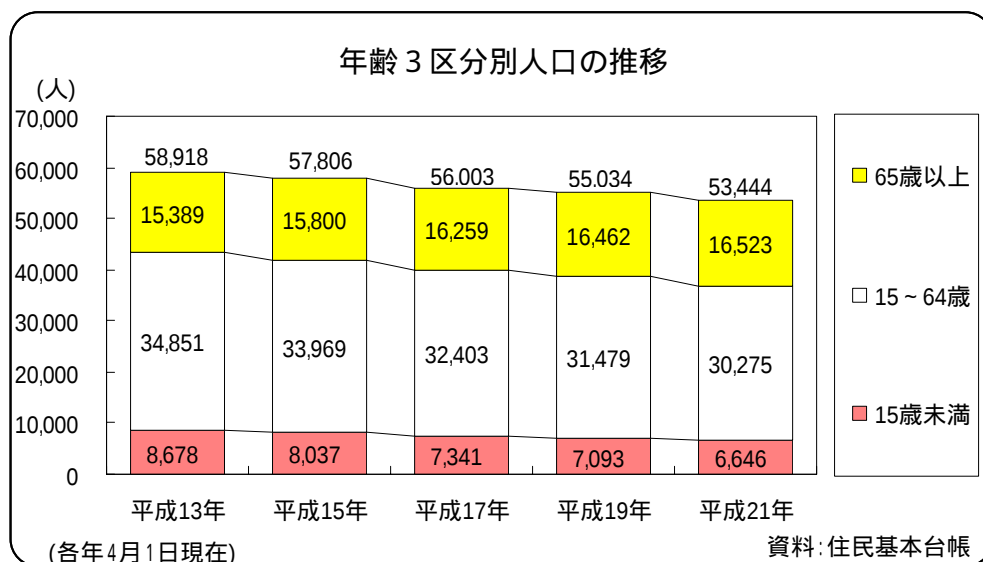
南島原市の人口ピラミッド（平成21年4月1日現在）



資料：住民基本台帳

年齢3区分別人口の推移

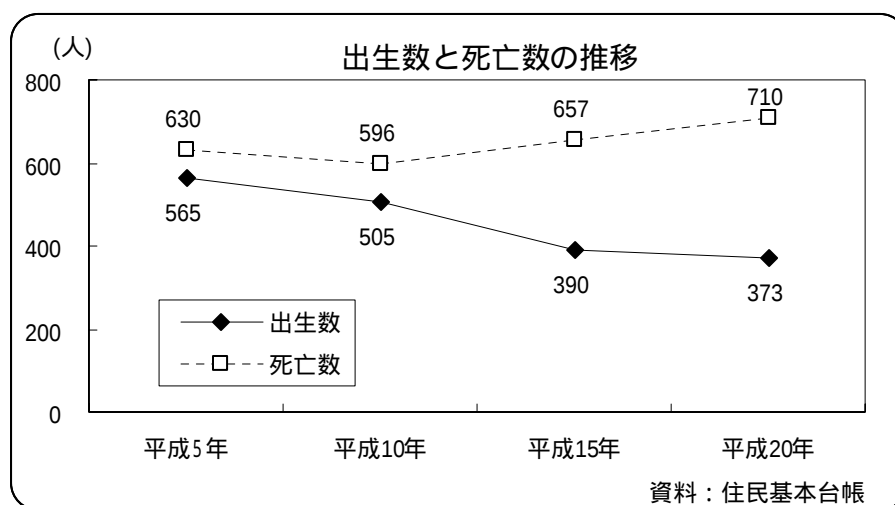
人口の推移を見ると、全体の人口は減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）は減少し続け、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けていることから、少子高齢化が確実に進んでいる状況がうかがえます。



自然動態 - 出生数と死亡数の推移 -

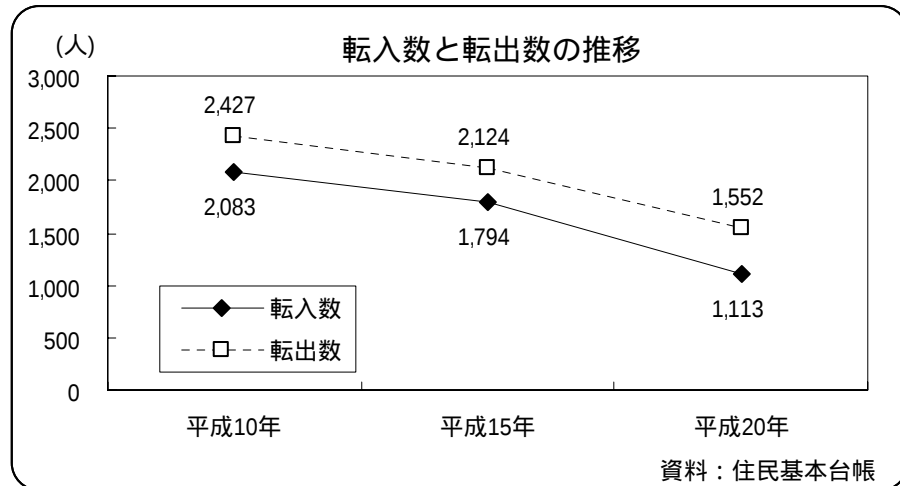
出生数は減少傾向にあり、平成20年は373人と、15年前に比べ192人、率にして34.0%の減少となっています。一方、死亡数は平成10年以降、増加傾向にあります。

本市では、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、近年、その差はさらに広がる傾向にあります。



社会動態 - 転入数と転出数の推移 -

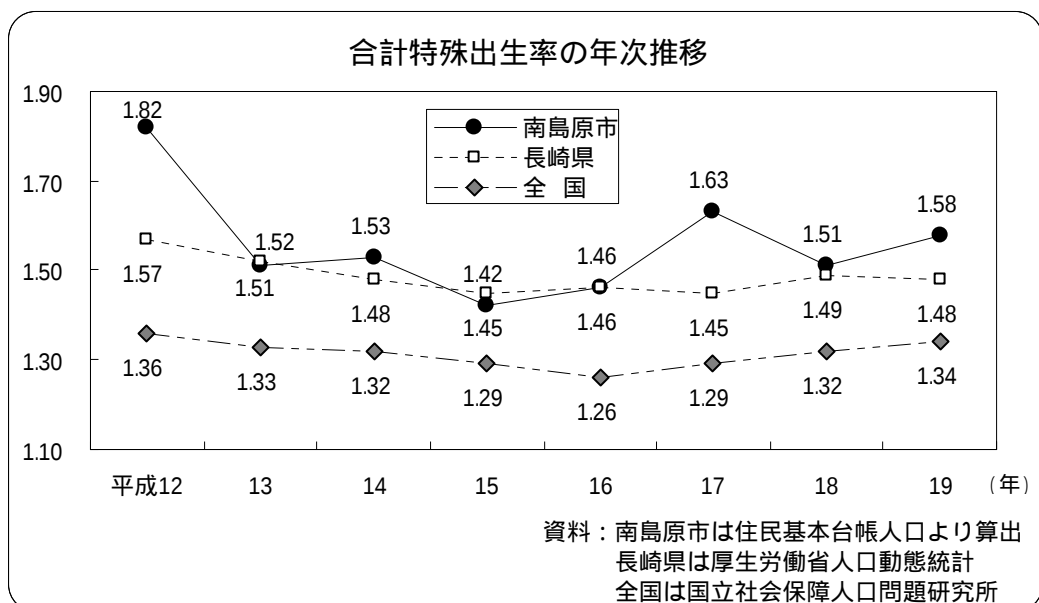
ここ10年間の転入数、転出数の推移を見ると、本市では、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いており、平成20年は転入数1,113人に対し転出数1,552人と、439人の社会減となっています。



合計特殊出生率 の推移

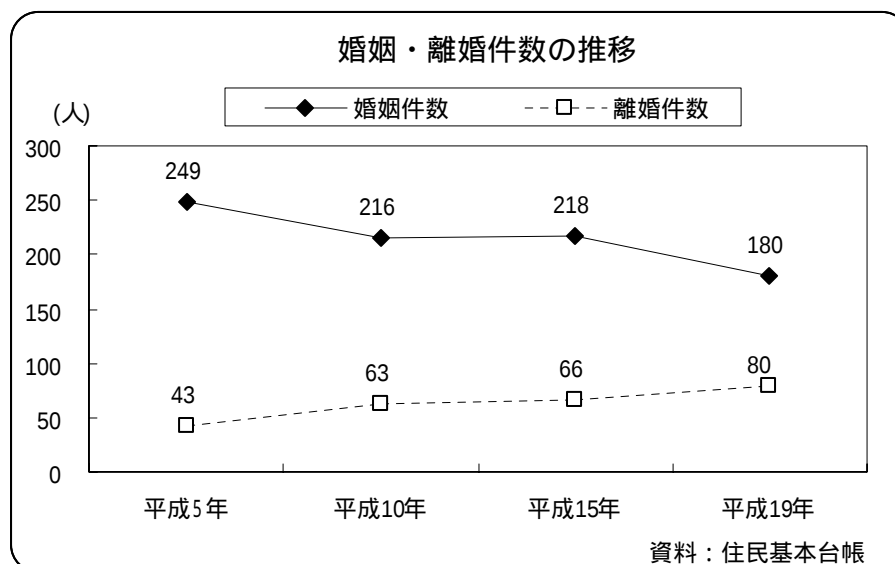
平成12年から平成19年にかけての合計特殊出生率の推移は下図のとおりで、年によるばらつきはありますが、1.42～1.82と、県と同等、ないしやや高い値で推移しています。しかし、人口の維持に必要な合計特殊出生率が2.08程度とされていることを考えると、本市においてもなお深刻な少子化状況が続いていることに変わりはありません。

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数に相当するとされる。



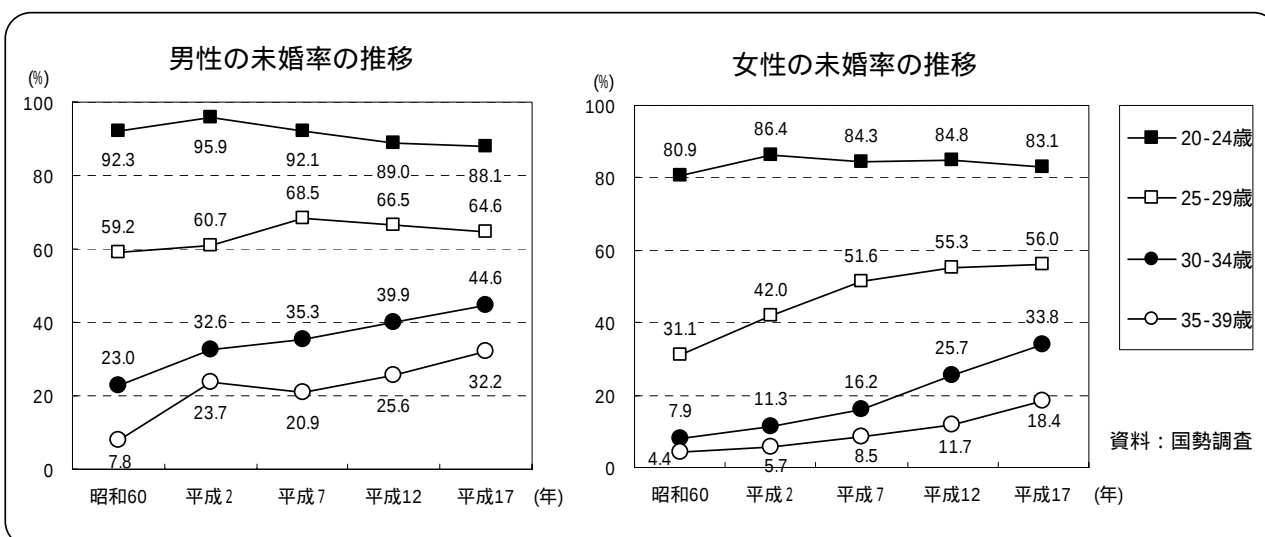
(2) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、結婚適齢人口の多少に影響を受け、平成5年からの推移を見ても概ね減少傾向にあることがわかります。これに対し、離婚件数は増加傾向にあり、平成19年は14年前の平成5年に比べ、86.0%増の80件となっています。



(3) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、20代前半を除くほぼすべての階層で未婚率が上昇していることがわかります。特に、女性では20代後半から30代前半での未婚率の上昇が著しく、30代後半になると未婚率の上昇傾向がやや鈍化していることから、本市においても、いわゆる女性の晩婚化傾向が進んでいることがうかがえます。



(4) 世帯数の推移

昭和60年からの20年間の世帯数の推移は以下のとおりで、総世帯数は平成7年から12年にかけて増加しますが、その後は減少に転じています。また、核家族家庭の増加等により、1世帯あたりの人数は減少傾向にあります。

また、母子世帯数は平成7年までは減少傾向にありましたが、その後、近年の離婚件数の増加の影響もあり、増加に転じています。一方、父子世帯数は平成7年以降、減少傾向にあることから、離婚した場合には母親が子どもを引き取るケースが多いことがうかがえます。

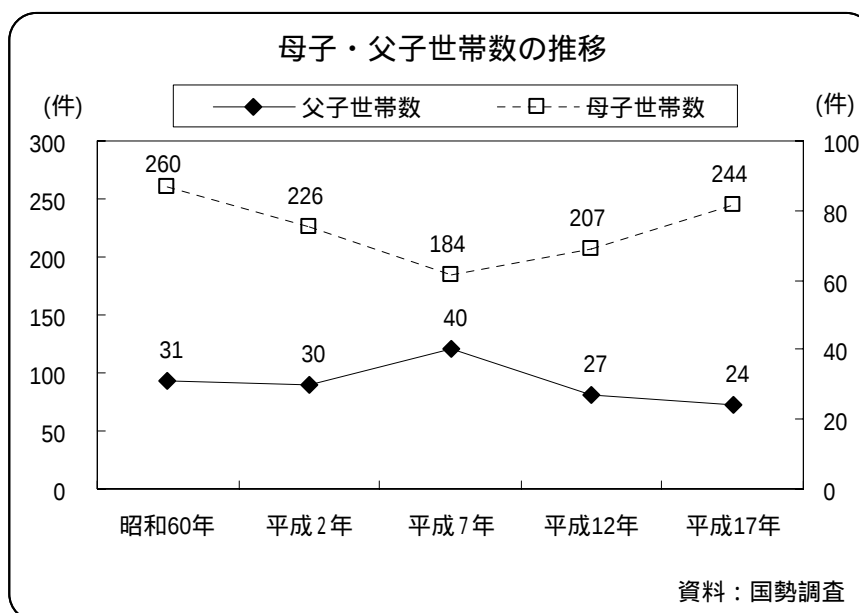
世帯数の推移

(単位:世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総世帯数	17,092	17,098	17,036	17,492	17,304
母子世帯数	260	226	184	207	244
父子世帯数	31	30	40	27	24
1世帯あたりの人数(人)	3.84	3.67	3.46	3.26	3.12

各年10月1日現在

資料:国勢調査

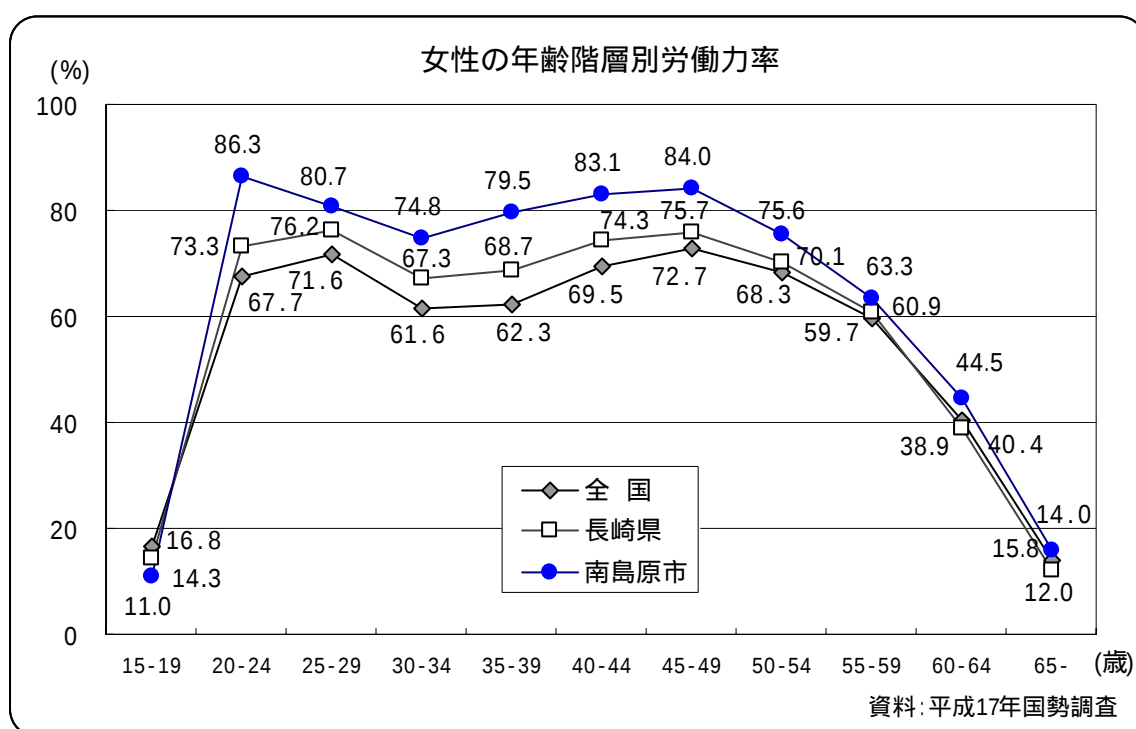


2. 就労環境

(1) 女性の年齢階層別労働力率

女性の労働力率を年齢階層別にみると、ほぼ国、県と同様の、いわゆる「M字カーブ」を描いていることがわかります。20代後半から30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられますが、ニーズ調査結果においても、母親の多くが出産を契機に仕事を辞めた経験を持っているという事実が裏付けられています。

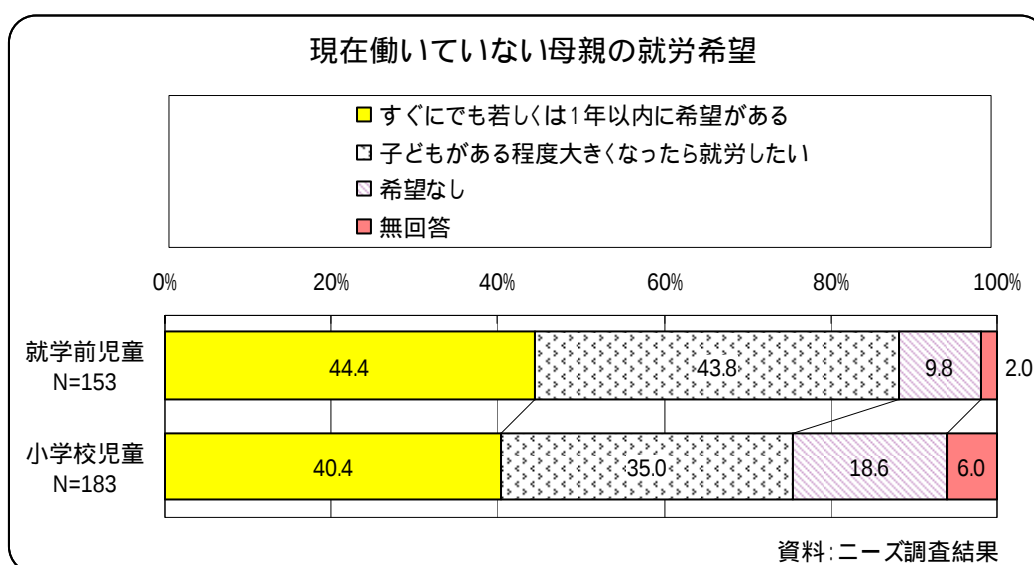
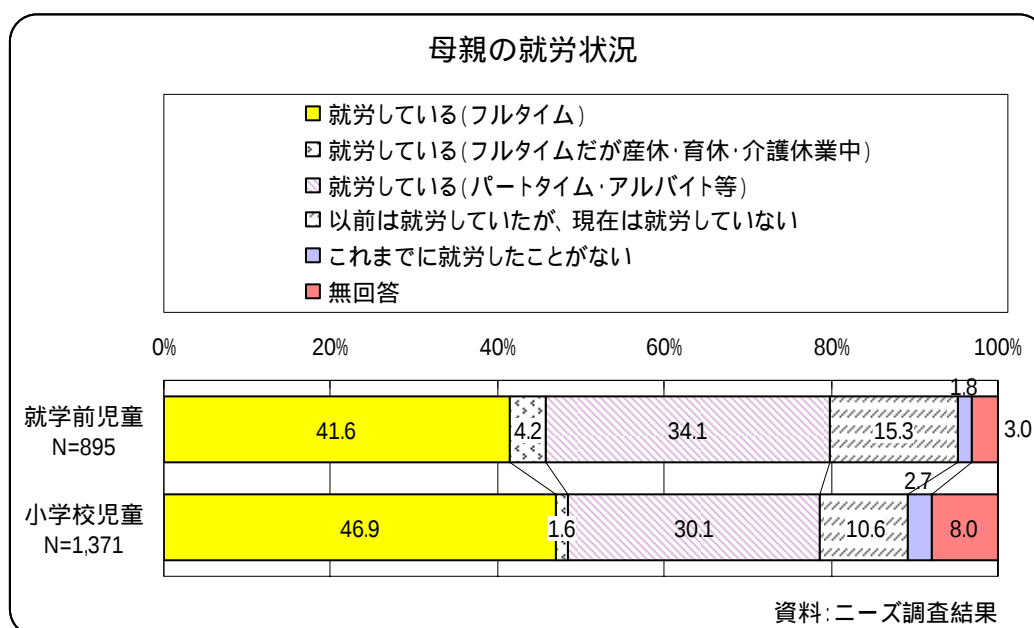
この背景には、子どもがある程度大きくなるまでは子育てを優先したいと考えている人が多いという実態もありますが、働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないために、一旦仕事を離れざるを得ない女性もたくさんいます。働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる社会環境への整備を図る必要があります。



(2) 母親の就労状況

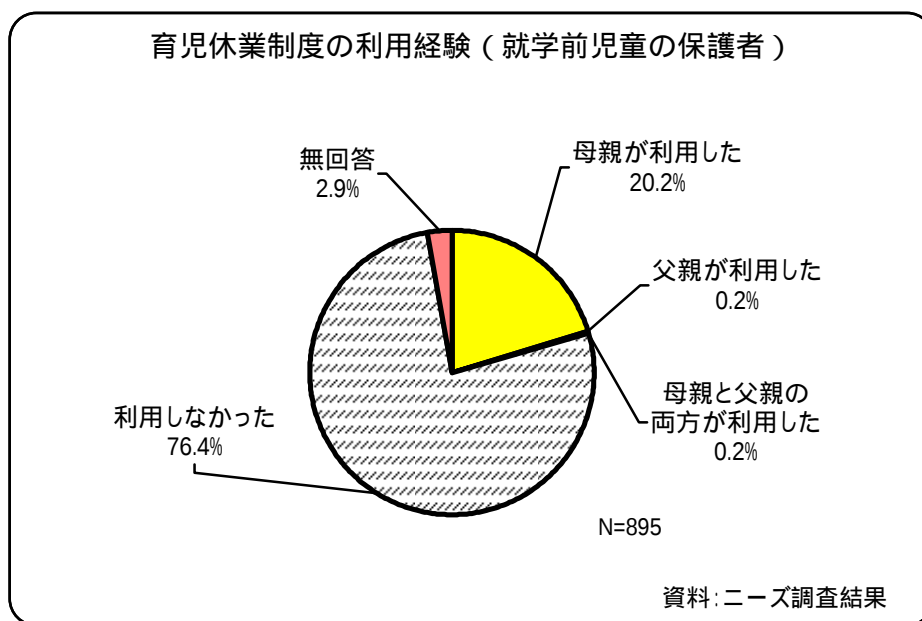
アンケート調査の結果から母親の就労状況をみると、就学前児童の母親で79.9%、小学校児童の母親で78.6%の人が働いており、夫婦共働きの世帯が一般化していることがわかります。

また、現在就労していない母親についても、その多くが「すぐにでも若しくは1年以内に」または「子どもがある程度大きくなったら」就労したいと考えていることがわかります。



(3) 育児休業制度の利用状況

アンケート調査の結果から就学前児童の保護者の育児休業の利用状況をみると、「利用した」と回答した人は20.6%で、しかも、そのほとんどが母親の利用となっており、父親の利用は極めて低調であることがわかります。



3. 子育て支援サービス等の現状

(1) 保育サービス

認可保育所入所状況の推移（年齢別）

平成17年からの認可保育所の年齢別入所状況の推移は以下のとおりです。年によって入所率にばらつきはありますが、1・2歳児の入所率は年々高くなっていることがわかります。

保育所入所者数の推移（年齢別）

区 分		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0歳児	児童総数(人)	389	383	378	376	356
	入所児童数(人)	104	107	97	118	87
	入所率(%)	26.7	27.9	25.7	31.4	24.4
1・2歳児	児童総数(人)	826	778	784	767	776
	入所児童数(人)	488	487	518	518	549
	入所率(%)	59.1	62.6	66.1	67.5	70.7
3歳児	児童総数(人)	441	435	392	401	391
	入所児童数(人)	328	315	288	318	296
	入所率(%)	74.4	72.4	73.5	79.3	75.7
4歳以上児	児童総数(人)	968	929	887	822	782
	入所児童数(人)	640	653	658	612	608
	入所率(%)	66.1	70.3	74.2	74.5	77.7

各年4月1日現在

資料：保育行政資料

認可保育所入所状況の推移（保育所別）

平成21年4月1日現在、市内には公立の認可保育所4施設、私立の認可保育所24施設の計28施設があり、総定員1,700人となっています。定員に対する入所率は保育所によってばらつきがありますが、近年、保育所定員に関する国の弾力運用を受け、定員を超えた受け入れを行っている保育所もあります。

保育所別の入所者数の推移は、次ページの表のとおりです。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

保育所入所者数の推移（保育所別）

（単位：人）

保育所名	種別	区分	定員	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
山陰保育園	認可	私立	90	74	90	86	86	80
小林保育園	認可	私立	60	60	58	52	61	56
深江保育園	認可	私立	60	43	41	46	48	48
瀬野保育園	認可	私立	60	58	50	60	54	46
寺田保育園	認可	私立	60	56	64	68	69	67
文華保育園	認可	私立	60	46	56	48	47	46
木場保育園	認可	私立	45	22	35	38	35	36
恵光保育園	認可	私立	60	56	59	64	65	60
若草保育園	認可	私立	60	51	46	43	45	44
新切保育園	認可	私立	60	59	66	63	65	62
白百合保育園	認可	私立	60	60	66	60	63	59
有家保育園	認可	私立	60	55	60	69	67	65
見岳保育園	認可	私立	45	45	49	45	48	51
須川保育園	認可	私立	60	55	53	46	56	56
長野保育園	認可	私立	60	65	62	63	66	69
竜石保育園	認可	私立	60	44	64	65	60	67
ひかり保育園	認可	私立	60	60	59	63	57	64
あやめ保育園	認可	私立	45	34	38	43	50	45
玉峰保育園	認可	私立	60	65	67	62	48	46
口之津保育園	認可	私立	60	49	52	61	62	67
ともしび保育園	認可	私立	60	51	54	45	46	48
愛宕保育園	認可	私立	60	59	59	58	65	58
若木保育園	認可	私立	60	59	65	61	59	56
野田保育園	認可	私立	50	53	59	50	50	48
西有家保育所	認可	公立	60	50	53	54	49	59
北有馬保育所	認可	公立	90	45	40	33	36	48
吉川保育所	認可	公立	45	25	31	25	28	21
大江保育所	認可	公立	90	59	52	49	54	42
計			1,700	1,458	1,548	1,520	1,539	1,514

各年4月1日現在

資料：保育行政資料

区分及び定員は平成21年4月1日現在

特別保育等の実施状況

本市では、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育の充実にも努めてきました。

平成19年度から、延長保育は24施設、一時預かり（一時保育）は11施設に実施箇所を拡大して実施しています。また、休日保育についても、年々実施箇所の拡大を図り、平成21年度は7施設での実施となっています。

さらに、障がい児についてもできる限り地域の保育所で受け入れができる体制を整えており、平成21年度は6施設で7人の障がい児を受け入れています。

特別保育等の実施状況の推移

(単位：か所,人)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
延 長 保 育	実施か所数	22	24	24	24
	利用児童数	465	518	479	480
障がい児保育	実施か所数	5	6	7	6
	利用児童数	6	9	11	7
一時預かり (一時保育)	実施か所数	6	11	12	11
	延利用児童数	3,700	3,537	4,545	3,746
休 日 保 育	実施か所数	3	4	6	7
	延利用児童数	301	614	751	837

実施か所数は各年度4月1日現在

資料：保育行政資料

(2) 幼稚園教育

幼稚園入園状況の推移（幼稚園別）

幼児期における教育の重要性から、幼稚園教育に対する社会的要請は年々高まっていますが、一方で、近年の少子化と保育需要の増大により、園児数は定員を大きく下回った状態が続いています。平成21年5月1日現在の就園児数は184人で、対定員比21.1%となっています。

幼稚園児数の推移		(各年5月1日現在、単位：人)			
幼稚園名	定員	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
加津佐幼稚園	80	4	0	0	0
北有馬幼稚園	80	54	47	39	36
西有家幼稚園	80	22	23	13	4
深江幼稚園	140	93	82	73	56
たちばな幼稚園	140	34	29	24	31
有家たちばな幼稚園	175	77	67	56	51
原城幼稚園	175	10	14	10	6
計	870	294	262	215	184

各年5月1日現在

資料：教育委員会

定員は平成21年4月1日現在

幼稚園入園状況の推移（年齢別）

平成18年からの幼稚園の年齢別入園状況の推移は以下のとおりです。

幼稚園入園状況の推移（年齢別）		(各年5月1日現在)			
区 分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入園児童数 (人)	3歳児	93	80	58	61
	4歳児	79	89	63	54
	5歳児	122	93	94	69

資料：教育委員会

幼稚園での預かり保育の状況

幼稚園での通常の預かり時間を超えて行う預かり保育は、現在5園で実施中です。

預かり保育（幼稚園）		(各年5月1日現在、単位：人)			
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
実施園数		5	5	5	5
利用児童数		280	248	205	178

資料：教育委員会

(3) 放課後児童クラブ

両親が共働きなどの留守家庭の子どもたちの放課後等における健全育成を目的とする放課後児童クラブについては、学校・家庭・地域の協力の下に、条件の整ったところから順次設置しており、最近の利用者数の推移は以下のとおりです。

平成21年5月1日現在、14クラブ（総定員444人）で利用児童数398人となっています。

放課後児童クラブ児童数の推移

(単位：人)

施設名	定員	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
ひまわりクラブ	35		18	32	35
小林保育園学童保育ガリバークラブ	70	61	46	38	32
たんぼぼクラブ	41	19	38	20	41
BUNKA学童ふくろうクラブ	26	15	17	25	26
学童あらいぐま	14		16	16	17
若草どうざキッズクラブ	20			15	14
スマイルクラブ	50	35	38	47	62
学童すずらんクラブ	45	45	55	48	49
長野保育園学童クラブ	25	22	29	29	20
学童ポレポレクラブ	19	15	17	14	11
たまみねキッズ	20				18
ともしび学童保育会	50	45	40	48	43
野田なかよし児童クラブ	9	16	6	7	10
学童たちばなクラブ	20	18	23	19	20
計	444	291	343	358	398

各年5月1日現在

資料：保育行政資料

定員は平成21年4月1日現在

(4) 母子保健事業

相談・指導事業の実施状況

母子の健康に関する事業として、妊娠期から夫婦とともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、「両親学級」で、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、産後の健康管理と育児に対する親の不安解消、子育て支援のために、保健師による乳児訪問指導を行っています。

また、子育ての喜びや悩みを共感し合える仲間との出会いの場として、育児教室や離乳食教室を開催するとともに、7か月児を対象に、育児、離乳食、歯科、母乳などに関する相談を行っています。

相談・訪問指導の実施状況の推移

(単位：人)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
7か月児相談	対象者	414	373	351
	受診者	392	343	329
	受診率(%)	94.7	92.0	93.7
乳児訪問指導	訪問指導人数	164	189	164

資料：福祉保健課

乳幼児健康診査の実施状況

心身ともに健全な人づくりの基本として、また、乳幼児の健康の保持増進を図るため、本市では1歳6か月児と3歳児を対象とした健康診査を行っていますが、その実施状況は以下のとおりです。

乳幼児健康診査の実施状況の推移

(単位：人)

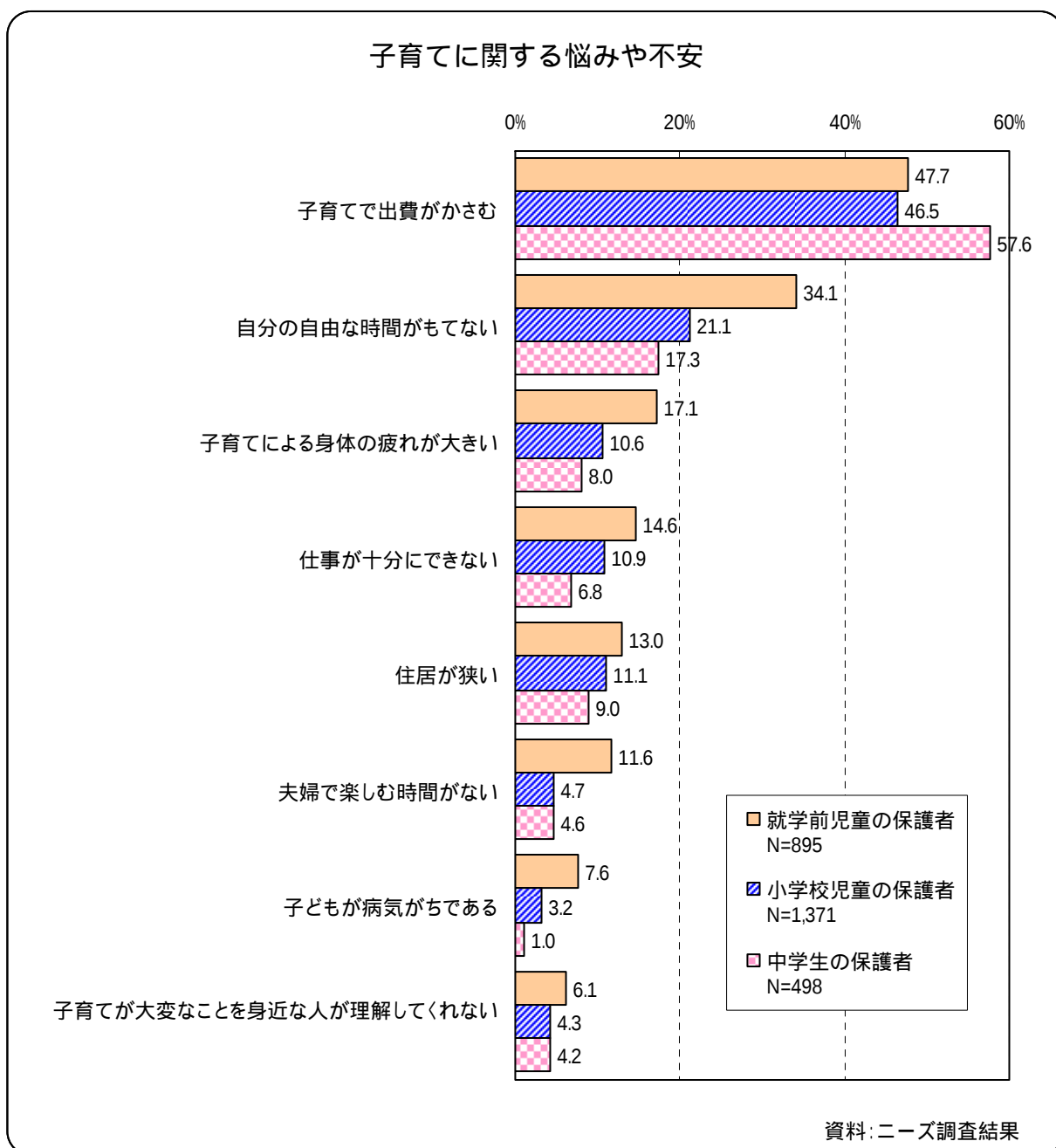
区 分			平成18年度	平成19年度	平成20年度
1歳 6か月児 健康診査	受診 状況	対象者	384	415	382
		受診者	361	396	375
		受診率(%)	94.0	95.4	98.2
	むし歯有病者率(%)		6.1	6.8	5.3
3歳児 健康診査	受診 状況	対象者	449	431	388
		受診者	433	406	381
		受診率(%)	96.4	94.2	98.2
	むし歯有病者率(%)		54.3	44.1	51.2

資料：福祉保健課

4. ニーズ調査結果から見た子育て支援ニーズ

(1) 子育てをする上での不安や悩み

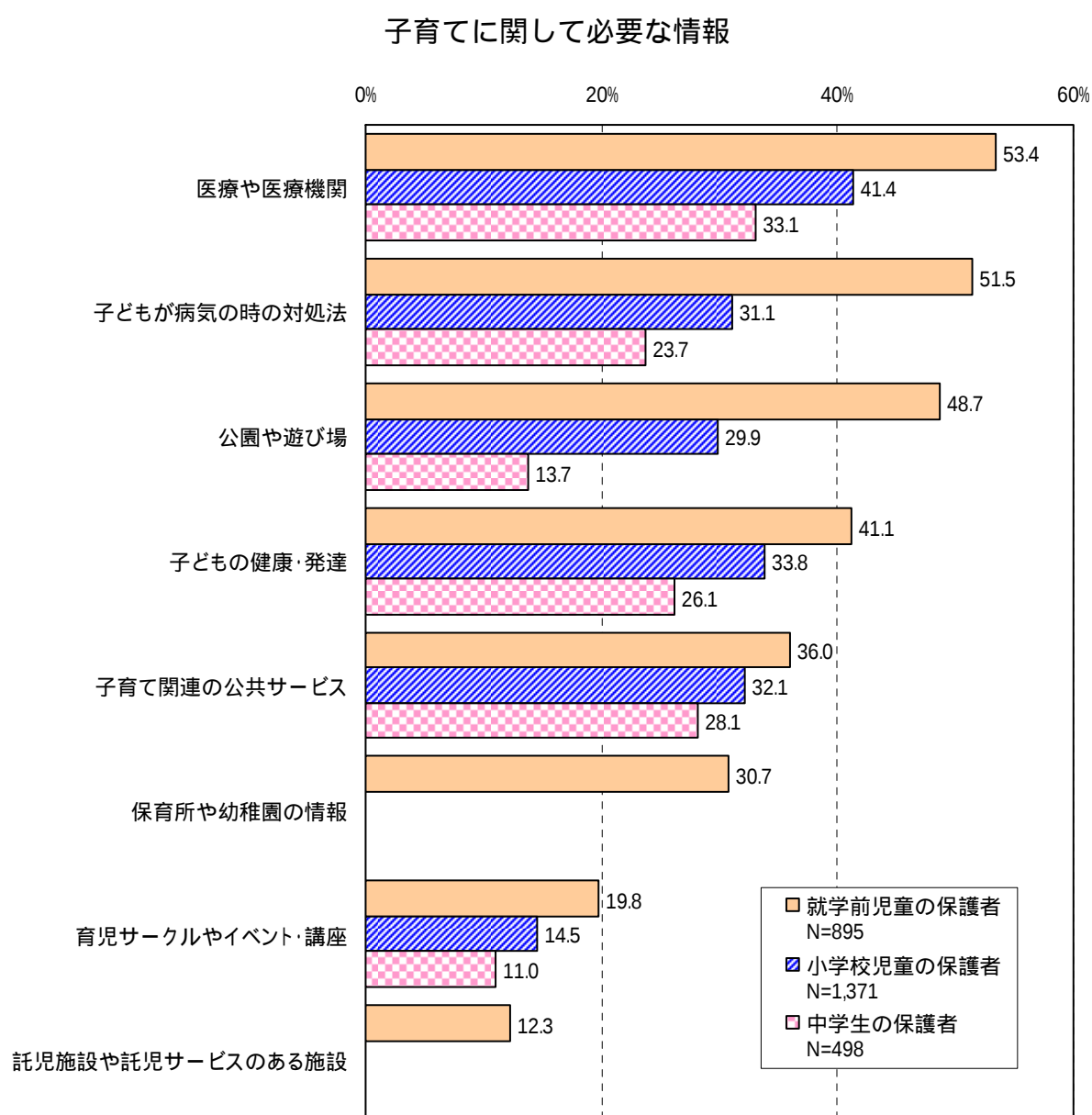
子育て中の保護者に、子育てをする上での不安や悩みを尋ねたところ、就学前児童、小学校児童、中学生の保護者ともに最も回答割合が高かったのが「子育てで出費がかさむ」で、「自分の自由な時間がもてない」がそれに続いています。



(2) 子育てに関して必要な情報

子育て中の保護者に、子育てに関してどのような情報が必要か尋ねたところ、就学前児童、小学校児童、中学生の保護者ともに「医療や医療機関」を挙げた人が最も多くなっていますが、2位以下は調査対象者によって順位にばらつきが見られます。

ただし、2位以下の「子どもが病気の時の対処方法」や「公園や遊び場」、「子どもの健康・発達」、「子育て関連の公共サービス」といった項目についても比較的高い割合となっており、子育て中の保護者が広く様々な情報を求めている様子がうかがえます。

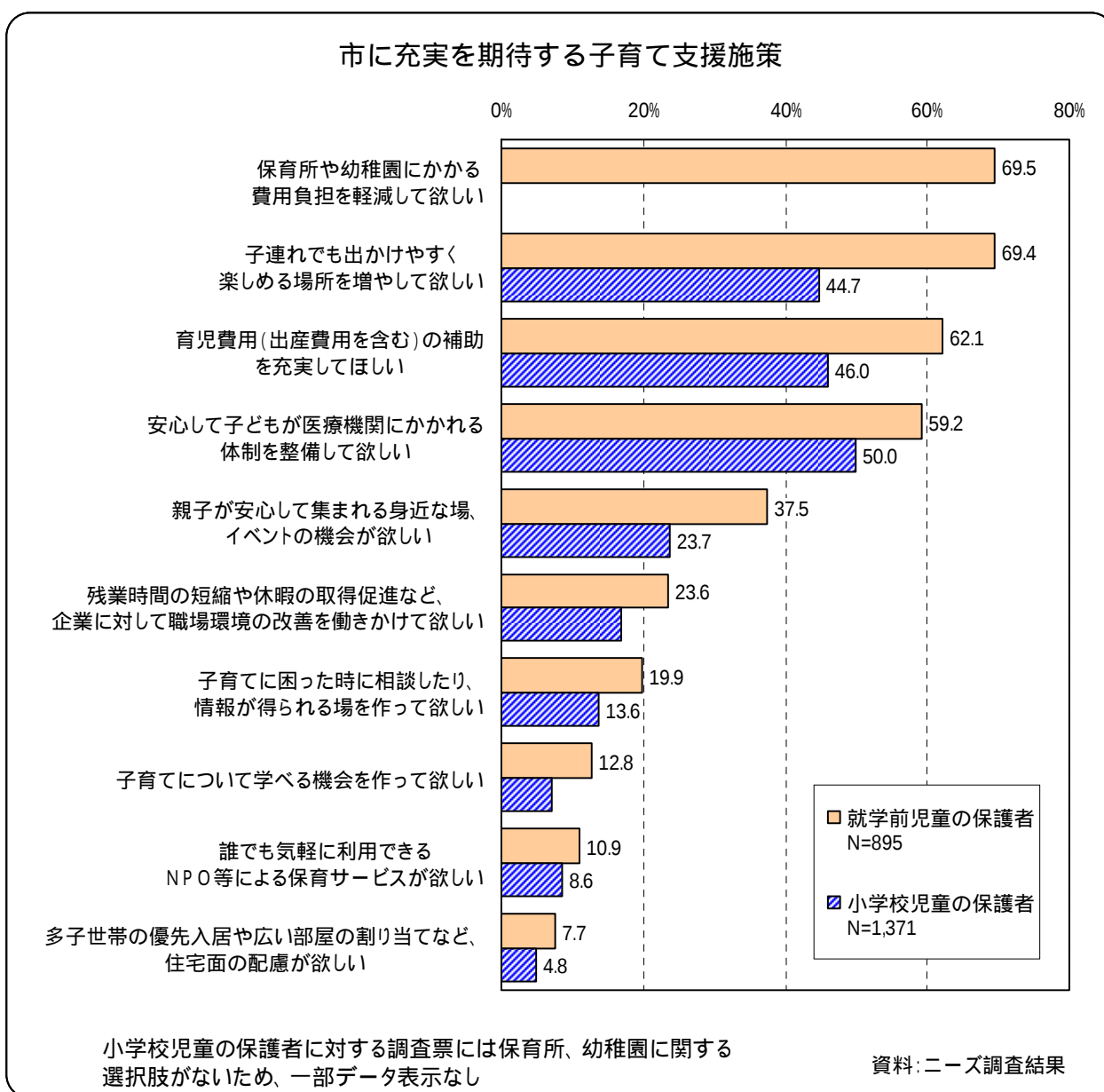


小学校児童及び中学生の保護者に対する調査票には「保育所や幼稚園の情報」、「託児施設や託児サービスのある施設」という選択肢がないため、一部データ表示なし

資料: ニーズ調査結果

(3) 充実を期待する子育て支援施策

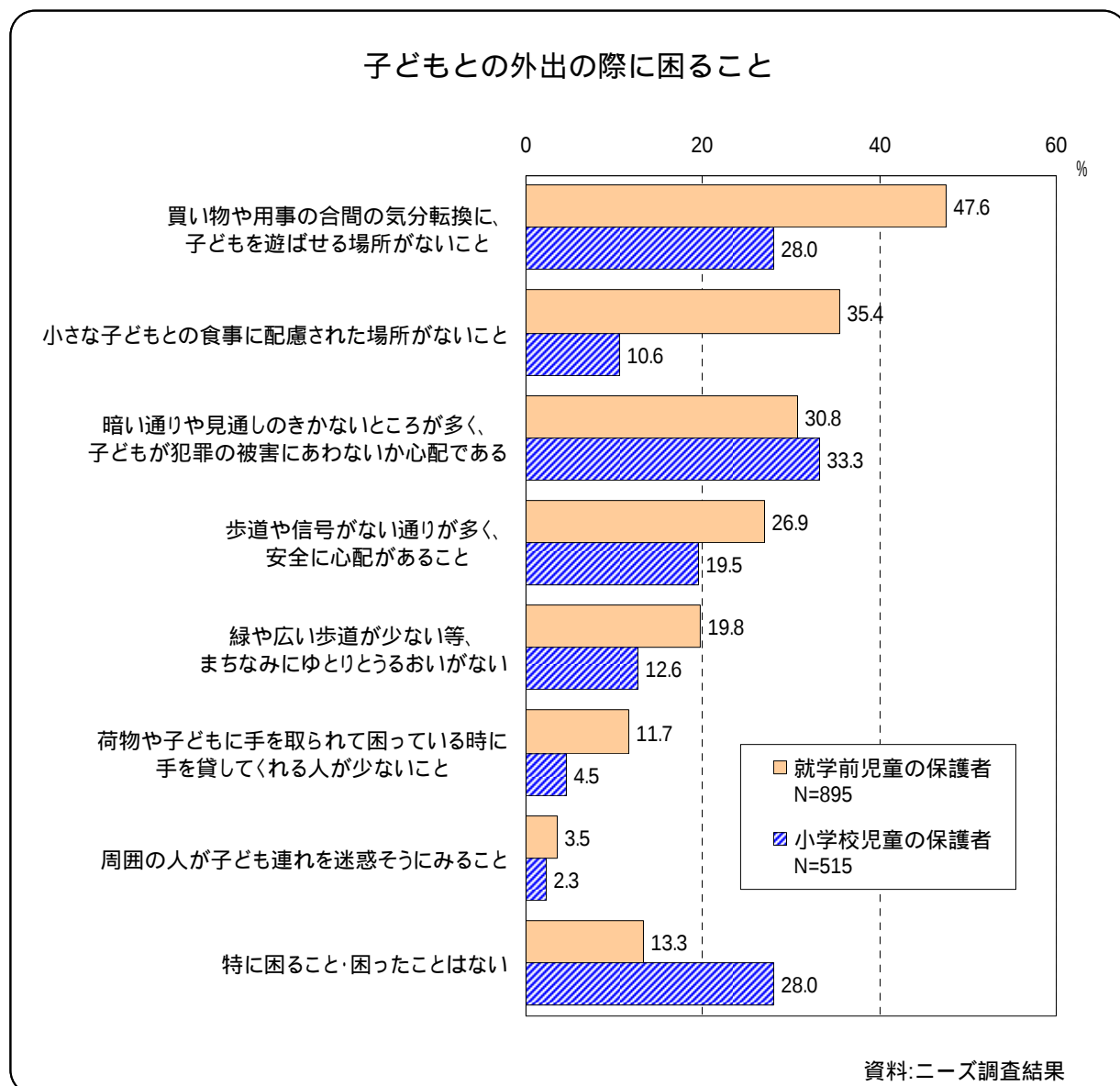
子育て中の保護者に、「市に充実を期待する子育て支援施策」を尋ねたところ、就学前児童の保護者では「保育所や幼稚園にかかる費用負担の軽減」が69.5%と最も多く、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」(69.4%)が、ほとんど変わらない割合でそれに続いています。一方、小学校児童の保護者では「安心して子どもが医療機関にかかる体制整備」が50.0%と最も多く、「育児費用の補助の充実」(46.0%)がそれに続いています。



(4) 子どもとの外出の際に困ること

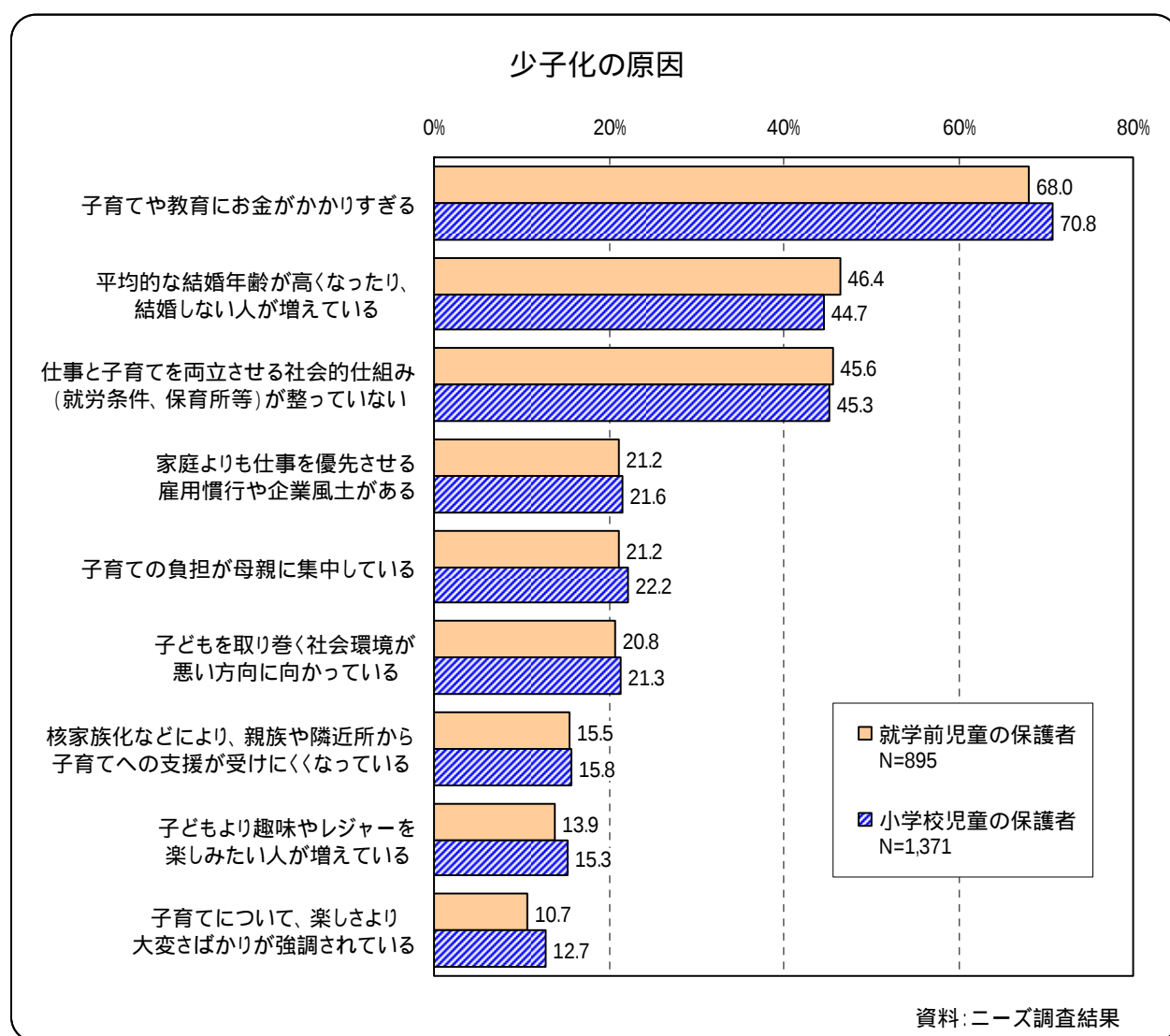
就学前児童の保護者に、「子どもとの外出の際に困ること」を尋ねたところ、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が47.6%と最も多く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」(35.4%)が続いており、いわゆる子ども連れにやさしいまちづくりに対するニーズが高いことがわかります。

一方、親と離れて子どもだけで外出する機会が増える小学校児童の保護者に対する調査結果では、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」(33.3%)が最も高い回答割合となっており、子どもを狙った犯罪が多発する昨今、子どもの安全確保は親にとって最大の課題の一つとなっている様子がうかがえます。



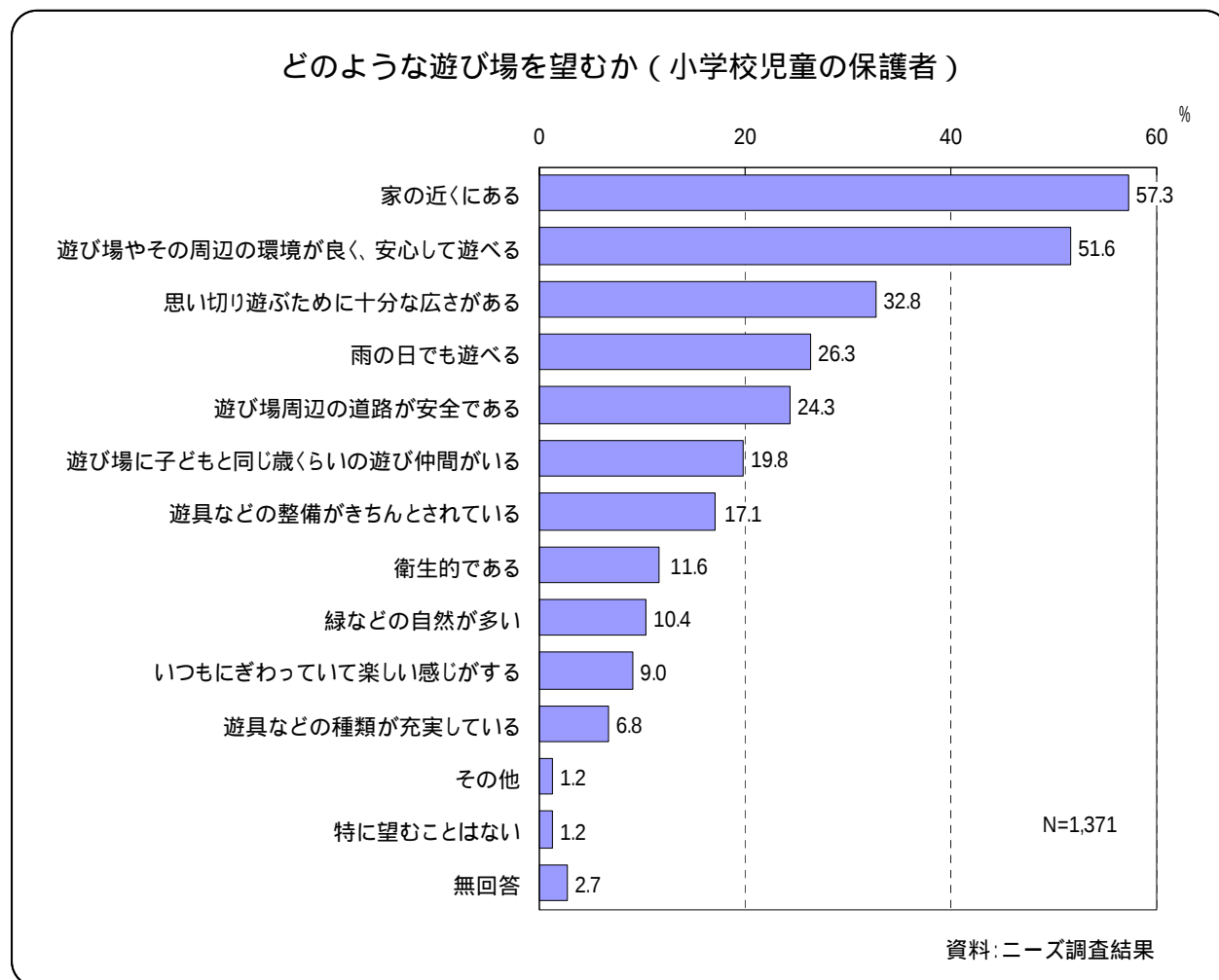
(5) 少子化の原因

子育て中の保護者に少子化の原因を尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、次いで、「平均的な結婚年齢が高くなったり、結婚しない人が増えている」、「仕事と子育てを両立させる仕組み(就労条件、保育所等)が整っていない」といった回答が続いています。



(6) 遊び場に対するニーズ

小学校児童の保護者に、どのような遊び場を望むか尋ねたところ、「家の近くにある」(57.3%)、「遊び場やその周辺の環境がよく、安心して遊べる」(51.6%)の2つが上位に挙がっており、回答割合にやや開きがありますが、3番目には「思い切り遊ぶために十分な広さがある」(32.8%)が続いています。





第3章 基本目標ごとの取り組み



基本目標 1 子どもが心豊かにたくましく育つことができるまちづくり

子どもが心豊かにたくましく育つために必要なこととして、次の7点を掲げました。

- 1．子どもに基本的な生活習慣が身についている
- 2．子どもと親のコミュニケーションが十分とれている
- 3．子どもの病気や事故を予防し、心身の気になる変化にきちんと対応できる
- 4．子どもの学校生活が充実している
- 5．子どもが様々な活動や体験をすることができる
- 6．子どもの人権が守られている
- 7．障がい児に対する支援が充実している

1．子どもが基本的な生活習慣を身につけるために

現状と課題

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、過食や運動不足による肥満、夜型の生活による睡眠時間の減少など、生活習慣上の問題が生じています。本市におけるアンケート調査の結果をみても、夜9時までに寝る児童の割合は就学前で15.9%、小学校で8.7%とともに少数で、子どもの夜更かし傾向がうかがえます。登園・登校時刻が決まっている子どもたちにとって、これは慢性的な睡眠不足を生み出すことにつながります。

生涯を通じて健康な生活を送るための第一段階として、子どもの健全な発育・発達を支援するためには、基本的な生活習慣を身につけさせることが大切です。特に乳幼児期は、健康な生活習慣の基盤が形成される時期であり、「運動（外遊び）」、「栄養（食事）」、「休養（睡眠）」のバランスと生活リズムを整えることが子どもの発育を促すことにつながります。生活習慣の乱れによる健康への弊害を理解し、子どもの生活習慣を整えるとともに、外遊びなど適度な運動を一緒にしてあげることが必要です。

また、朝食抜き、孤食（一人で食事をする事）、ファーストフードのとり過ぎ、脂肪過多食など、食生活上の問題を解決し、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、さらには食を通じた豊かな人間性の形成を目指すためにも、いわゆる食育の推進が極めて重要となっています。

さらに、きちんとしたあいさつをしたり、約束や時間を守ったりするといった生活態度や物事を我慢することについても、小学校に上がるまでに家庭でしっかり身につけさせる必要があります。

● 行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
家庭の教育力向上に向けた相談・啓発及び学習機会の充実	子どもの基本的な生活習慣確立に向け、乳幼児健康診査時をはじめとする子どもの成長・発達、食事等に関する相談事業や各種健康教育、家庭教育学級等の充実により、家庭の教育力向上を図ります。	こども未来課 生涯学習課
成長発達と生活習慣の重要性についての学習機会の充実	乳幼児の生活リズムを左右する親自身が、生活習慣の乱れによって生じる生活習慣病について理解し、その予防方法について学べるよう、乳幼児健康診査等を利用した学習機会の充実を図ります。	こども未来課
食育の推進	自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力（食事の自己管理能力）を養うため、食習慣の形成時期である幼児期からの食育を推進します。	こども未来課 健康対策課
	学校給食の献立が生活習慣病予防や「食」に関する生きた教材となるよう、情報提供と啓発に努めます。	学校教育課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	● 笑顔であいさつすることから一日を始めましょう。 ● 生活習慣の乱れによる健康への弊害を学びましょう。 ● 乳幼児期に規則正しい生活リズムを確立させ、親の生活リズムに子どもを巻き込まないようにしましょう。 ● 子どもに朝食を食べる習慣を付けさせましょう。 ● 子どもの十分な睡眠と栄養を確保しましょう。 ● 子どもに外遊びをさせ、適度な運動習慣を身に付けさせましょう。 ● 子どもにも家族の一員として家庭の中での役割をもたせましょう。 ● 子どもが自分でできることは自分でさせましょう。 ● テレビやビデオ、ゲームの時間をできるだけ減らしましょう。
地域	● 近所の子どもたちと「おはよう」「お帰り」など日常のあいさつを交わしましょう。 ● 食に関するイベントなどを企画し、積極的に参加しましょう。 ● 親同士、近所同士が誘い合って、地域の子どもたちと外遊びや運動をする機会をもちましょう。

● 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
朝食を毎日食べる子どもの割合 (就学前児童) (小学校児童)	81.6% 82.0%		100% 100%
夜9時までに寝る就学前児童の割合	15.9%		80%
週4日以上外遊びをする小学校児童の割合	33.6%		80%

2. 子どもと親のコミュニケーションを十分確保するために

● 現状と課題

すべての人間関係はコミュニケーションによって成り立ちます。人は元来、信頼ある対人関係のなかで心理的に安定し充実感を得るものです。親子関係も例外ではなく、子どもとの温かなスキンシップを伴ったコミュニケーションは非常に大切な親子相互理解の手段です。また、良好な家庭環境の下、家族の豊かな愛情に包まれて子ども時代を過ごすことが、子どもの健全な育成にとって望ましいことは言うまでもなく、そのためには、子どもと親はもちろんのこと、家族みんなが十分なコミュニケーションをとり、お互いの考えを理解し、尊重しあうことが大切です。

しかし、現実の社会では、厳しい経済情勢の下、親の側の仕事優先の考え方や、子ども側の塾通いなどに追われるゆとりのない生活等が原因で生じる家族間のコミュニケーション不足によって、自分の考え方をはっきり表現したり、相手の気持ちを察するといったコミュニケーション能力や他者を思いやる心の不足した子どもたちの増加が危惧されています。また、母親が家事・育児の中心となり、父親が家計を担う家庭が多い現在においては、父親と子どものコミュニケーション不足が懸念されています。

さらに、子どもが思春期の頃になると、自主性の発達や大人への反発心などから、一層、家族とコミュニケーション不足になりがちですが、大人へと成長する段階を迎えたこの時期に、親が子どもときちんと向き合い、子どもへの愛情を伝えることが大切で、その後の子どもの自立や次代の親としての生き方にも大きく影響していくと考えられています。子どもの健全育成のためにも、また、家族全員の協力の下での子育てを実現するためにも、家族間のコミュニケーションを確保し、親が子どもにまっすぐ向き合うことが望まれます。

● 行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
子どもと親が十分コミュニケーションをとることの大切さの啓発	各種子育て講座・講演の場で、子どもと親がコミュニケーションを図ることの大切さを啓発していきます。	こども未来課 生涯学習課
	乳幼児健康診査や親子の集まりの場で、乳幼児期のスキンシップの大切さを伝えていきます。	こども未来課
親子のふれあいの場の提供	市内の各子育て支援センターにおける親子のふれあいの場や、親子ふれあいキャンプ、各種スポーツ大会等、親子で参加できる体験活動の場を提供します。	こども未来課 生涯学習課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	- 家族で会話できる時間を大切にし、子どもの話にしっかり耳を傾けましょう。 - 親子で共通の趣味をもちましょう。 - 家族そろって食事をする回数を増やしましょう。 - 保護者は職場から早く帰宅するなど、できるだけ子どもとふれあう時間を増やしましょう。 - 子どもの成長のなかで、「ほめる」「認める」機会を大切にし、自信ややる気を育てましょう。
地域	- 親子で参加できる地域の行事を企画しましょう。 - 事業者は子育ての大切さを理解し、子育てをしている従業員にやさしい職場環境をつくりましょう。

● 評価指標と目標値

評価指標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
家族のコミュニケーションが十分図れていると思 う家庭の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭)	28.9% 26.0%		90% 90%
ふだん家族とよく話をする子どもの割合 (小学生) (中学生)	58.0% 44.4%		90% 90%

3. 子どもの病気や事故を予防し、 心身の気になる変化に対応するために

現状と課題

子どもの病気や事故に対して親や周囲の人は、常に子どもの状態や環境を考慮して、その予防対策を行う必要があります。

子どもの病気の予防については、乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか、予防接種が有効であり、接種に対する保護者等の理解を深め、予防接種率を高く維持することが課題となっています。

また、喫煙は、早産や低出生体重児の出産につながったり、乳幼児突然死症候群（SIDS）、気管支炎、気管支喘息等に影響したりするほか、たばこの誤飲、誤食等による乳幼児の事故も起こっています。これらを防ぐため、たばこと喫煙についての知識の普及を行い、家族の禁煙と周囲の人への分煙等を働きかける必要があります。さらに、子どもを交通事故や不慮の事故から守るため、家庭や地域で子どもの事故防止対策を進めることも必要です。

一方、子どもの健やかな育ちを確保するためには、子どもの成長発達過程における心身の気になる変化にきちんと対応していくことが重要で、このことは安心して子育てを行うことにもつながります。そのためには、各種健康診査や発達相談等でそれを早期に発見し、必要に応じてできるだけ早期に治療、療育を受けることが重要です。行政もそれに対応できる体制をさらに充実させるとともに、特に、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症など、多様化する発達障がいにも適切に対応できる相談体制の整備を図る必要があります。

また、病気や事故と隣り合わせの子どものために、そして子どもの発育等で不安を抱える親自身のためにも、身近な場所でもかかりつけ医を持つとともに、保護者自身も正しい救急法を身に付けることが必要です。

さらに、安心して子育てを行うためには、病気や事故など子どもの緊急時にすぐに対応できる医療機関が必要であり、休日、夜間の救急医療体制を整備する必要があります。県では、平成20年6月から、小児の救急に際して保護者等が安心感をもって対応できるよう、小児救急患者の保護者等の不安や悩み、症状への対応方法等について経験豊富な看護師等が電話で相談にのり、医療機関への受診についても適切なアドバイスを行う「小児救急電話相談センター」を開設しており、今後、この事業の周知と活用の促進を図る必要があります。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
乳幼児健康診査の充実	各種幼児健康診査の充実を図るとともに、未受診児の把握に努め、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な指導援助を行います。	こども未来課
予防接種の推進	すべての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって疾病を免れるよう、広報紙や健康相談等により、予防接種の意義や重要性を十分PRし、その周知を図ります。	こども未来課
歯の健康づくりの充実	各種歯科健康診査時における生活指導を通じ、歯みがきの励行や食生活等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。	健康対策課 こども未来課
乳幼児期の事故防止に関する啓発	妊婦健診や新生児訪問等でたばこの誤飲や喫煙によるSIDSについての知識の普及を行い、家族の禁煙と周囲の人への分煙等を働きかけるとともに、乳幼児健康診査等で事故防止に関する啓発を行います。	こども未来課
交通安全教育の充実	交通ルールを守り、よりよいマナーが実践できる子どもを育成するため、関係機関の協力を得ながら、交通安全教育の充実に努めます。	学校教育課
防犯対策の推進	子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、自主防犯パトロール隊の活動や子ども110番の家の設置拡充など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。	総務課 建設課 公園管理各課
	不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。	総務課
疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	医療機関との連携を図り、新生児聴覚検査、各種乳幼児健康診査、発達相談等により、疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に努めます。	こども未来課 福祉課

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備	● LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症など、多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備を図ります。	こども未来課 福 祉 課
小児救急医療体制の充実	● 小児科医が不足している中、救急医療は広域的な取り組みが必要な分野であることから、長崎県及び県央、県南圏域の市と医師会の連携により、救急医療体制の充実に努めます。 ● 県の「小児救急電話相談センター」の広報に努め、その周知と活用を促進を図ります。	健康対策課
応急処置法の指導・啓発	● 市民が正しい応急処置法を身に付けられるよう、普通救命講習会の実施など、応急処置法の指導・啓発に努めます。	健康対策課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	● 予防接種や健康診査を機会あるごとに受けましょう。 ● 生活に適度な運動を取り入れましょう。 ● 小さい頃から交通ルールを身に付けさせましょう。 ● 栄養のバランスを考えたおいしい料理を心がけましょう。 ● むし歯をつくらないよう子どもの歯磨き管理をしましょう。 ● 子どもの近くでたばこを吸わないようにしましょう。 ● 子どものかかりつけ医をもちましょう。 ● 子どもの健康に不安があれば、早期に受診するようにしましょう。 ● 子どもの発育で気になることがあれば、早めに相談しましょう。 ● 健診の結果、治療が必要な場合はきちんと治療してもらいましょう。 ● 正しい応急処置法を身に付けましょう。

主体	取 り 組 み 内 容
地域	● 子どもの事故防止に注意を払い、子どもたちへの声かけをしましょう。 ● 危険な場所を定期的に点検し、危険箇所には標識表示をしましょう。 ● 地域ぐるみで交通ルールを守りましょう。 ● 子どもたちが安全に遊べる場所を増やしましょう。 ● 定期的に防犯パトロールをしましょう。 ● 子ども 110 番の家に協力しましょう。 ● 小学校への集団登下校を行いましょう。 ● 子どもの利用する施設は禁煙にしましょう。 ● 親同士が子どもの病気やその対応方法などについて学習できる場をつくりましょう。

● 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
乳幼児健康診査の受診率 (1歳6か月児) (3歳児)	98.2% 98.2%		99% 99%
3歳児歯科健康診査むし歯有病者率	51.2%		40%
かかりつけ医をもつ就学前児童のいる家庭の割合	93.6%		100%

4. 子どもの学校生活を充実させるために

現状と課題

学童期の子どもが健やかに育つためには、その生活の大きな部分を占める学校生活が充実したものでなくてはなりません。子どもの学力低下が叫ばれる今日、確かな学力を身につけるための教育内容の充実はもちろんのこと、集団生活に伴う様々な制約の中で、子ども自らが考え、判断し、行動できる自主性を重視した、楽しく学べる学校づくりを保護者や地域社会とともに考える必要があります。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
教育内容の充実	● 児童生徒に豊かな思考力や表現力、確かな判断力を育成していくために、少人数指導・習熟度別授業の実施など、一人ひとりの児童生徒に応じたきめ細かな指導体制の充実を進めることにより、児童生徒の確かな学力の向上を図ります。 ● 教職員に対しては、情報教育や特別支援教育、教育相談等の今日的課題についての研修を適宜適切に開催することにより、資質の向上を図ります。	学校教育課
地域に開かれた信頼される学校づくりの推進	● 学校評議員をはじめ、保護者や地域の方々から学校運営に関する意見を聞き、教育に反映させるとともに、学校の自己評価を行い、学校通信等により保護者や地域の方々への説明に努めます。 ● 学校公開等の実施により、学校の実態を家庭や地域の方々に見ていただき、地域に開かれた学校づくりに努めます。 ● 各学校のホームページを充実させ、学校からの情報発信を行います。	学校教育課

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
社会体験的な学習機会の拡充	- 国際理解、情報、環境、福祉・健康等の今日的課題について、体験的な学習機会を拡充するなど、総合的な学習の時間の充実により、「生きる力」の育成を図ります。 - 学校・家庭・地域、産業界及び行政機関の連携・協力の下、中学生を対象に職場体験活動を行い、生徒の「生きる力」を育むとともに、家庭・地域の教育力向上を図ります。	学校教育課
学校図書館の充実と活用の促進	学校では、読み聞かせや本の紹介などにより、児童生徒の興味・関心を喚起し、「朝の読書」や読書目標を提示する取り組みなどを通して、読書習慣の形成を目指すとともに、学校図書館等の積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図ります。	学校教育課
児童会や生徒会活動等の充実	児童生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。	学校教育課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	- P T A 活動に積極的に参加・協力しましょう。 - 学校行事にはできるだけ参加しましょう。 - 学校との交流の機会を積極的にもちましょう。 - 積極的に学校に対するボランティア活動をしましょう。

主体	取 り 組 み 内 容
地域	● 地域ぐるみで学校を支援しましょう。 ● 地域ぐるみで学校の教育活動に参加しましょう。 ● オープンスクール等に積極的に参加して、意見交換を行いましょう。

● 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
保護者の学校行事への参加率 (小学生) (中学生)	—		80%
学校の授業が理解できていると感じている児童 生徒の割合 (小学生) (中学生)	—		80%
学校に行くのが楽しそうな小学校児童の割合	85.8%		90%
家で、学校での出来事をよく話す小学校児童の 割合	66.8%		90%
学校が楽しいと感じる中学生の割合	84.2%		90%

5. 子どもが様々な活動や体験をするために

● 現状と課題

かつて、子どもは地域でいろいろなことを教えられて成長していきました。様々な年齢間の交流、祭りや季節行事、地域でのスポーツなど、数々の体験を重ねることによって、子どもはそれぞれ成長の実感と自信、適切な判断力、さらには困難に打ち勝つたくましい心を身につけていきました。

しかし、近年、都市化の急速な進展や核家族化・少子化、家庭や地域の教育力の低下を背景にして、子どもの生活体験・自然体験の不足が懸念されており、子どもの豊かな心や生きる力をはぐくむためには、子どもに家庭や地域社会で様々な体験活動の機会を意図的・計画的に提供する必要があります。地域行事を若い世代に魅力のあるものにして、子どもにも発言の場を与え、子ども会などの体験学習活動でも子どもが自ら主体的に考え、参加できるきっかけづくりが必要です。

また、子どもが社会性を身につけていく上で、地域社会の活動や職場との交流を通じ、働く人々の姿にふれさせていくことも大切です。特に、フリーターの増大に加えて、若年無業者「ニート」の増加が問題となっている今日、子どもの時から家庭や地域で、働くことの喜びや大切さを伝えながら、大人になる前の早い段階からの職業体験教育を行うことが重要です。

さらに、近年、テレビゲームやインターネットなどの様々な情報メディアの発達と普及等の影響により子どもの生活環境が変化し、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が起きています。しかし、子どもは、読書活動を通じた感動や感銘の体験によっても豊かな感性や情操をはぐくむことができます。図書館、家庭、地域、学校等、それぞれの場で子どもの読書活動を推進する必要があります。

ニート：「Not in Education, Employment or Training」の頭文字（NEET）による造語で、学生でもなく、職業訓練もしていない無業者のこと。仕事をせず、就職意思がない点でフリーターと区別される。

 行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供	公園や芝生広場など、子どもの遊び場の整備を図るとともに、保育所、幼稚園、公民館等における各種行事などを通じ、親子による交流・自然体験の場を提供し、親子の相互理解やふれあいを促進します。	公園管理各課 こども未来課 生涯学習課
子どもと親に向けたイベントや地域活動の情報提供	市で開催されるイベントや地域活動への子どもの参加を促進するため、子ども向けの情報紙や市の広報誌、ホームページ等、様々な媒体による情報提供を行います。	生涯学習課 こども未来課
ボランティア活動への参加促進	子ども自身が社会の一員としての自覚をもち、積極的にボランティア活動に参加することで、信頼できる大人や仲間と出会い、人とのふれあいを通じて思いやりや優しさを感じるとともに、自分が社会に貢献できる喜びを感じる機会を提供します。	生涯学習課
地域への愛着を高める活動の促進	郷土を愛する気持ちや地域への愛着を高めるため、地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事や事業の充実に努めます。	生涯学習課
読書活動の推進	子どもと絵本との出会いを支援するとともに、絵本を通じて親子のふれあいを大切にする事、大人が読書の大切さ・楽しさを知り、子どもに伝えることによって読書習慣をはぐくむよう、保護者への啓発や学習機会の提供に努めます。	生涯学習課 こども未来課
	保育所、幼稚園、学校等における子どもの読書活動を支援するために各施設と連携・協力し、読書環境の整備を図るとともに、絵本の読み聞かせなどを行っている市内の民間団体、ボランティアとも協力し、幼児の頃から本に親しむ機会を提供します。	こども未来課 学校教育課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	● イベントやボランティア活動に積極的に参加しましょう。 ● 地域に目を向けて愛着をもちましょう。 ● 集団遊びの機会を増やし、遊びを通じて人間関係を学ばせましょう。 ● 身近で安全に遊べる公園や広場をみんなで大切に使いましょう。 ● 幼児期から男女を問わず、家事や育児の手伝いをさせましょう。 ● 小さい頃から、働くことの大切さ、お金の大切さなどをいろいろな機会を通じて体験させましょう。 ● 子どもに社会体験をさせることの大切さを親が理解し、親自身から社会体験を勧めましょう。 ● テレビやビデオの時間を減らし、読書の時間を増やしましょう。
地域	● 地域の伝統文化や地域行事などを子どもたちに伝えていきましょう。 ● 地域で子どもの体験学習の場を提供しましょう。 ● 地域活動の中に子どもが主体的に参画できる機会を取り入れましょう。 ● 地域のみんでイベントを開催し、ボランティアを育てましょう。 ● 事業者は職場見学や職場体験を積極的に受け入れましょう。 ● マップづくりなどを通して、地域のよいところ・不思議なところを再発見しましょう。

● 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
地域の行事や活動に参加したことがある子どもの割合 (小学生) (中学生)	64.8% 84.4%		90% 90%

6. 子どもの人権を守るために

現状と課題

子どもの人権という考えは、いじめや不登校、児童虐待の増加を背景に、我が国でもようやく認知されるようになってきましたが、平成6年に批准された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を知っている市民はまだ多いとは言えません。子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意された、この条約を現実のものとしていくには、家庭での子育て及びそれを支える地域社会、さらには保育所での保育、学校における教育、これらの3つが連携しながら、子どもの人権を守り、夢や希望をもって過ごせる環境をつくっていくことが重要です。

特に、子どもの最も重要な人権である生命・身体的自由をおびやかす虐待については、発生予防・早期発見・早期対応・再発防止のためのさらなる取り組みが必要であり、家庭内や地域で孤立した子育てにならないように相談機関の充実と、総合的に子育て支援ができるシステムの構築を進めることが重要です。

また、大人が子どもを守っていくことも必要ですが、学校や家庭、地域が一体となって、子どもの権利を守る毅然とした姿勢を教え、自分で自分の身を守り、はっきり意思表示できる力を養うことも大切です。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
「児童の権利に関する条約」の普及促進	子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の普及に努め、市民意識の高揚を図ります。	人権・男女共同参画室 生涯学習課
児童虐待の予防及び早期発見	育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援、こんにちは赤ちゃん訪問等により、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児健診時等には親子間の様子にも注意を払いながら、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。	こども未来課

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
児童虐待防止体制の充実	児童虐待に対して、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会や事例検討会を開催するなど、組織的かつ専門的対応の徹底を図ります。	こども未来課
いじめの解消	児童生徒一人ひとりを大切にする心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない、日頃から望ましい人間関係をつくっておくなどの共通理解を教職員全員がもち、保護者や関係機関と密に連携し、いじめの解消を図ります。	学校教育課
子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実	いじめ・不登校に積極的に関わるスクールカウンセラーやスクールサポーターの配置を進め、カウンセリング機能のさらなる充実により、生徒の心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決をめざします。	学校教育課
不登校児童生徒への対応の充実	- 継続的な適応指導等により、不登校児童生徒の学校復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。 - 家庭に引きこもっている不登校生徒に対しては、家庭訪問による教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、学校への復帰を支援します。	学校教育課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	● 一人ひとりが身近な子どもに心を開いて話を聞いてあげましょう。 ● 幼い頃から命の大切さを教え、善悪のけじめをしっかりと身につけさせましょう。 ● よその子やきょうだいとの比較はやめましょう。 ● 子どもとの関わり方に困ったら、一人で悩まずに身近な人に相談しましょう。 ● 子どもの表情やけがなどで気になることがあれば、関係機関に相談しましょう。
地域	● 地域ぐるみで子どもを見守り、積極的に声かけをしましょう。 ● 虐待に気づいたら、市役所のこども未来課や児童相談所など関係機関に通報しましょう。 ● 子育て家庭が孤立しないように、ご近所同士お互いに声をかけ合いましょう。 ● 子どもの虐待やいじめの場面に遭遇しても見て見ぬふりをしないようにしましょう。 ● 「子どもの権利に関する条約」に関する勉強会を開きましょう。

● 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
「児童の権利に関する条約」の名前も内容も知っている中学生の保護者の割合	4.6%		80%
不登校児童生徒の出現率 (小学生) (中学生)	0.2% 2.0%		0.1%以下 1.0%以下
いじめられた経験がある中学生の割合	32.5%		10%以下

7. 障がい児に対する支援充実のために

現状と課題

心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている児童については、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことが重要です。そのためには、公的サービスの充実もさることながら、市民一人ひとりが、障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

また、障がい児の療育・教育においては、その子どもが将来、社会人として自立した生活を送れるよう、もっている能力を最大限に伸ばし、将来社会的に自立するための基礎、基本を身に付けることが目標となります。そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と指導訓練を行うこと、また一人ひとりの障がいの種別・程度、能力・適性等を考慮し、基本的には障がいのない子どもと共に学びあえる教育を行うことがなによりも重要です。障がいがあるために、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられるようなことがないような療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

また、障がい児一人ひとりの能力、適性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適切な教育的対応、指導を行うためには、教職員の資質、指導技術の向上や、個々の障がい児の能力・適性に合わせたきめ細かな教育指導が何よりも重要です。特に、今後の特別支援教育を進める中で、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症など、対象となる児童生徒の増加や対象となる障がい種別の多様化に対応できる体制を整えていく必要があります。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
障がい児理解のための啓発	障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障がいと障がい児に対する理解を深めるための啓発を行います。	こども未来課 福祉課

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
療育相談支援体制の整備・充実	こころやからだの発達の遅れが考えられる子どもについて、できるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の各機関との情報の共有化や連携を図りながら療育相談支援体制を整備します。	こども未来課
障がい児保育等の充実	可能な限り保護者の望む保育所での受け入れを行うようにするとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。	こども未来課
教育相談・就学指導体制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導を図ります。	学校教育課
特別支援教育の充実	- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び指導計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制の整備を図ります。 - 教職員の資質向上のため、特別支援学級担当者や特別支援教育コーディネーターの研修等を一層充実させ、障がい種別の多様化に対応できる体制を充実させるとともに、教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。	学校教育課
交流学習等の推進	特別な教育的支援を必要とする児童生徒と必要としない児童生徒との交流学習や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。	学校教育課
放課後児童クラブにおける障がい児の受入促進	できる限り地域の放課後児童クラブで障がい児の受け入れができるよう、体制の整備を図ります。	こども未来課

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
心身障がい児とその家族に対する支援の充実	- 心身障がい児やその監護者、養育者に対し、手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具及び日常生活用具の交付・修理を通じて生活支援を行います。 - 在宅心身障がい児に対するホームヘルプサービス等、在宅福祉サービスの充実を図ります。	福 祉 課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	- あいさつ等で地域の人との接点をもち、顔なじみになりましょう。 - 障がい児に関わる療育・相談事業等に積極的に参加しましょう。 - 障がいに対する理解を深めましょう。
地域	- 障がいを理解し、温かい見守りと支援をしましょう。 - 各種イベントに障がい者を理解するための企画を取り入れましょう。 - 障がい児の保護者同士が語り合える場をつくっていきましょう。 - 点字ブロック上に障害物があれば片づけましょう。 - 障がい者用駐車スペースは正しく利用しましょう。

● 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
障がい児を受け入れることができる保育所の数	7 か所		27 か所
障がい児を受け入れることができる放課後児童クラブの数	13 か所		15 か所

基本目標 2 保護者が安心と希望をもって子育てできるまちづくり

保護者が安心と希望をもって子育てするために必要なこととして、次の5点を掲げました。

- 1．健康で安全な妊娠と出産ができる
- 2．育児等について気軽に相談でき、広く情報が得られる
- 3．安心して子どもを預けられる場所がある
- 4．家族で協力して子育てができる
- 5．子育てに伴う経済的負担が軽減される

1．健康で安全な妊娠と出産のために

● 現状と課題

妊娠・出産・産褥期^{さんじょくき}の女性は、短期間で大きな心身の変化に加えて、生まれてくる子どもに、父親とともに愛情を注ぎ育てるという長期にわたる責任を負うことになります。この時期の支援は良好な母子の愛着形成を促進していくものであり、また、子どもの健やかな発達のためにも重要です。

妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

なお、近年、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず子どもに恵まれず、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担が問題となっており、県ではこのような夫婦に対し、不妊治療にかかる費用を助成しています。少子化が進む中、このような子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対する助成は、少子化対策としても重要です。

● 行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発	● 妊娠期から夫婦とともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、「両親学級」等を通して妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行います。	こども未来課
母子健康手帳の交付	● 妊娠満11週までに母子健康手帳の交付と面接指導を行えるよう、早期の妊娠届提出を呼びかけます。	こども未来課
妊産婦に対する訪問指導の充実	● 既往妊娠時に異常のあった妊産婦等、個別の支援を要するハイリスク妊産婦や出産に不安を抱いている妊婦に対する訪問指導、新生児訪問等を充実し、安全・安心な妊娠・出産の確保を図ります。	こども未来課
喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進	● 母子健康手帳交付時の妊婦面接等で喫煙状況を把握し、たばこと喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。	こども未来課 健康対策課
特定不妊治療に対する助成制度の広報	● 体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。	こども未来課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	● 満 11 週までに妊娠届けを出し、母子健康手帳をもらいましょう。 ● 妊娠を機に健康について考え、妊娠中の喫煙・飲酒はやめましょう。 ● 妊娠中の服薬は、医師や薬剤師の指導に従いましょう。 ● 妊産婦は経験者に相談にのってもらいましょう。 ● 妊産婦・乳児健康診査を必ず受けましょう。 ● 不安やストレスをためないように解消法を見つけましょう。
地域	● 妊産婦が活動しやすい環境をつくりましょう。 ● 不特定多数の人が利用する施設には授乳室を設けましょう。 ● 妊婦のそばでは喫煙を控えましょう。 ● 妊産婦に席を譲りましょう。 ● 多数の人が利用する施設の管理者は分煙対策を講じましょう。 ● 飲食店は栄養成分表示をしましょう。 ● 妊産婦にやさしい職場環境・勤務体制をつくりましょう。

● 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
妊娠 11 週以下での妊娠の届け出率	86.9%		90%
妊娠中に喫煙する人の割合	11.5%		減らす
妊娠中に家族が喫煙している人の割合	30.8%		減らす
妊娠中に飲酒する人の割合	0%		0%

2. 育児等について気軽に相談し、広く情報を得るために

現状と課題

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなってきています。このため若い親は、相談相手もないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例が増えています。そこで、このような親がいつでも気軽に集い、相談でき、適切なアドバイスや正しい情報が得られる体制を整備すると同時に、親同士で気軽につきあえる子育ての仲間づくりが重要となっています。

また、安心とゆとりをもって子育てを楽しむためには、前もって子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービス等の情報を取得し、必要に応じて子育てサービスを上手に活用することが重要です。そのためには、行政からのタイムリーな情報提供はもちろんのこと、親自らも子育てに関する情報収集や近所との情報交換に努める必要があります。

さらに、その取得した情報をもとに、自ら子育てについて学ぶことができれば、育児不安を払拭し、心理的ゆとりをもった子育てを実践することも可能となります。そのためには、各種子育て講座・講演等を開催することによって親自ら子育てについて学べる機会を確保するとともに、子育てに関する情報取得や学習活動を人的に支援する子育てボランティアの存在が必要です。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
子育てに関する相談支援と情報提供の充実	こども未来課での相談支援はもとより、各地域子育て支援センターにおける子育て相談支援の充実を図るとともに、各地域子育て支援センターを子育て情報提供の拠点と位置づけ、「子育て広場交換会」の随時開催や定期的な情報誌の発行等、情報提供の充実に努めます。	こども未来課

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
子育てに関する学習の場の提供	「両親学級」や「乳児相談」をはじめとする母子保健事業としての健康教育、各地域子育て支援センターにおける子育て支援講座など、子育てに関する学習の場のさらなる充実に努めます。	こども未来課
子育ての仲間づくりの促進	- 乳幼児健康診査などの機会を利用して、育児サークルの存在と入会のPRを強化し、魅力あるサークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。 - 市の各種相談事業等が、子育ての仲間づくりにつながるよう、その実施方法の工夫を図ります。	こども未来課
ホームページやガイドブック等の充実	子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、市の公式ホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、各種子育て支援サービスを利用するための子育てガイドブックや地域子育て支援センター発行の情報誌など、各種情報誌の充実を図ります。	こども未来課
民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動に関する情報の普及	市や子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員の活動に関する情報の普及に努めます。	こども未来課 福祉課
子育てボランティアの養成支援	- 地域で子育て家庭を支援する子育てボランティアの養成を推進します。 - 地域に高齢者が多いという市の特性を活かし、高齢者による育児サポーターの育成を推進します。	こども未来課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	● 近所とのコミュニケーションを大事にしましょう。 ● 自ら子育てに関する情報収集に努めましょう。 ● 近所との情報交換に努め、子育てについて学びましょう。 ● 育児サークルに参加しましょう。 ● 子育て講座・講演に参加しましょう。
地域	● 集会所などの地域の施設を開放しましょう。 ● 公園や空き地を親子の交流の場にしましょう。 ● 世代を超えた地域の行事を計画しましょう。 ● 地域での子育て情報紙を作成しましょう。 ● 地域で子育てに関する情報を提供しましょう。

● 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
子育てを楽しんでいる保護者の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭) (中学生のいる家庭)	91.2% 86.2% 82.2%		100% 100% 100%
地域の子育て支援サービスの情報が入りやすいと感じている中学生の保護者の割合	29.9%		90%
子育て支援センターを利用したことがある就学前児童の保護者の割合	28.3%		35%
市内の育児サークルの数	5グループ		8グループ
育児サークル等に現在参加している就学前児童の保護者の割合	6.6%		10%

3. 安心して子どもを預けられる場所を確保するために

現状と課題

子育てについては、核家族化の進行と男女の固定的な役割分担意識の下で、特に母親への肉体的、精神的な負担が大きくなっており、四六時中子どもに手がかり自分の自由な時間がもてないなどの悩みが広がっています。また、冠婚葬祭などの用事でどうしても子どもを預けなければならないことも少なくありません。

このような子育ての悩みを解消し、ゆとりをもって子育てを行うためには、安心して子どもを預けられる場所が身近にあることが重要です。安易な子育ての放棄は許されませんが、子どもを預けて一時的に子育てから解放されることで育児ストレスを軽減することも可能です。祖父母をはじめとする親族に頼ることが困難な家庭については地域社会の中で、そういう場所を確保していくことが重要です。

また、子どもの預け先がないために、いろいろなイベントや行事、講座への参加をあきらめるという事態が発生しないよう、託児コーナーの設置など、主催者側にも子育て中の保護者への配慮が求められます。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
一時預かり・休日保育などの充実	子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、地域バランスを考慮しながら、一時預かりや休日保育の充実を図ります。	こども未来課
行政主催のイベント等への託児コーナー設置	子育て中の保護者に配慮し、行政が主催するイベントや講座等には、できる限り託児コーナーを設置するよう努めます。	こども未来課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	● 近所の人たちと日常のあいさつを交わしましょう。 ● 日頃から子どもを預けられる人間関係をつくりましょう。 ● 地域の子ども会や子育てサークルなどに参加しましょう。
地域	● イベントなどの主催者は託児コーナーを設けましょう。 ● 近所同士で子どもを預かり合いましょう。 ● 育児ボランティアグループを組織しましょう。

● 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
一時預かりの実施施設数	11か所		15か所
休日保育の実施施設数	7か所		8か所

4. 家族で協力して子育てをするために

現状と課題

ゆとりをもって子育てを楽しむためには、母親一人にその負担が集中しないよう、家族で協力して子育てを分担することが不可欠です。核家族化が進む中、以前に比べると家事や育児に協力的な父親も増えていますが、まだまだ十分とは言えません。「育児は母親の仕事」という意識を変革し、父親をはじめ家族全員の家事・育児への積極的な参加が求められています。

また、働く女性が増える中で、職場においても、妊娠・出産・授乳といった母親となる女性の特性に対する理解を深める必要があります。男性についても子育てに参画していくために、職場の理解と協力が欠かせません。

さらに、祖父母がいる家庭については、世代間での相互理解を深めながら、気持ちよく子育ての応援を頼み、頼まれる関係を築くことも重要です。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
男性の育児への積極的参加の促進	妊娠期からの父親の育児参加のための啓発資料を配布するとともに、両親学級など、男性を含めた育児セミナーなどにより、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男性の育児への積極的参加を促進します。	こども未来課 人権・男女共同参画室
男女共同参画意識の啓発	「南島原市男女共同参画計画」に基づき、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができるよう、啓発、広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女共同参画に関する教育を推進します。	人権・男女共同参画室 学校教育課 生涯学習課
祖父母に対する啓発	祖父母にも広報紙等で最近の子育て事情を伝えながら、子育て経験を生かせる育児方法等を啓発します。	こども未来課

● 家庭や地域、企業でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	● お父さんは育児に関して興味を持ち、育児方法についてお母さんと共通の認識を持ちましょう。 ● 夫婦や家族でよく話し合い、お互いを思いやって協力して育児をしていきましょう。 ● お父さんもお母さんも職場からできるだけ早く帰って、子どもとふれあう時間を持ちましょう。 ● お母さんはお父さんにして欲しいことを具体的に言いましょう。 ● おじいさんやおばあさんは、子育ての経験を生かし、若い世代の子育てを助けるとともに、最近の子育て事情についても学びましょう。
地域	● おやじの会や地域行事を通して、父親同士の交流を図りましょう。
企業	● 子育てしやすい勤務体制をつくりましょう。 ● 子育ての大切さを理解し、ノー残業デーをつくるなど、労働時間を短縮したり、休暇のとりやすい職場環境をつくりましょう。

● 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
家族で十分協力して子育てをしている家庭の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭)	45.7% 37.2%		90% 90%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭) (中学生のいる家庭)	74.5% 68.0% 65.5%		90% 90% 90%

5. 子育て等に伴う経済的負担の軽減のために

現状と課題

ニーズ調査結果によると、子どものいる夫婦が出産をためらう大きな理由の一つは、経済的な問題であるということがわかります。特に、昨今の厳しい経済情勢の中、児童手当や医療費助成など、子育てに伴う経済的な負担の軽減施策の充実は家庭における子育て支援の重要課題の一つとなっています。

また、買い換えの周期が短く、まだ十分利用可能であるにもかかわらず捨ててしまうことの多い子育て用品については、リサイクル活用を進めるなど、子育て費用の軽減策をそれぞれの家庭や地域で考えることも必要です。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
児童手当等の支給	児童手当をはじめとする各種手当の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。	こども未来課
乳幼児医療費の助成	小学校就学前までの乳幼児医療費については、自己負担分の助成を行い、保護者の経済的負担軽減を図ります。	こども未来課
保育所保育料の補助	引き続き保育料を軽減することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	こども未来課
ひとり親家庭等に対する医療費の助成	ひとり親家庭の親及び児童や父母のいない児童の医療費については、自己負担分の助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	こども未来課
子育て用品のリサイクル情報の提供	子育て用品のリサイクル情報の提供に努めます。	こども未来課

● 家庭や地域,でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	- 子どもをもつことによる価値観を話しましょう。見い出しましょう。 - 子育て用品のリサイクル活用を進めましょう。
地域	- 子育て用品を譲り合いましょう。 - 子育て経験者は家計のやりくりなどの工夫を教えてあげましょう。

● 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
子育てをする上での悩みとして「子育てで出費がかさむ」をあげた保護者の割合 (就学前児童の保護者) 47.7% (小学校児童の保護者) 46.5% (中学生の保護者) 57.6%			減らす

基本目標3 地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支援するまちづくり

地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支援するために必要なこととして、次の5点を掲げました。

1. 子育て家庭と地域との連携がとれている
2. 地域の人々との交流ができる
3. 子育てと仕事の両立ができる社会環境が整備されている
4. 子ども連れでも外出しやすいまちづくりが行われている
5. 子どもの安全に配慮された地域社会が形成されている

1. 子育て家庭と地域との連携を確保するために

現状と課題

近年の社会変化の中で、個人や世代間の価値観の多様化が進み、地域の連帯意識が希薄になってきています。そのような状況の中で、親子に直接ふれる機会の多い地域の人々の温かな一言や支援が親を勇気づけ、子育てを楽しんでいきます。地域活動の充実を図り、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりを推進する必要があります。

そのためには、地域における情報の共有化を図り、地域で活動する民生委員・児童委員、主任児童委員等が中心となって、子育て家庭に関わりをもち、それぞれのニーズにあった支援を行うことが重要です。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
地域情報提供体制の整備・充実	地域子育て支援センターを子育てに係る情報提供の拠点とし、各保育所等と連携を取りながら、子育てに係る情報提供の体制整備・充実を図ります。	こども未来課

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
子育て支援ネットワークの推進	各地域に根ざした身近な相談窓口としての民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員の活動等をベースに、子育て支援ネットワークを構築し、地域の情報収集・相談活動及び子育て家庭のニーズに応じた支援に努めます。	こども未来課 福祉課
子育ての仲間づくりの促進（再掲）	乳幼児健康診査などの機会を利用して、育児サークルの情報提供を行い、魅力あるサークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。	こども未来課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	- 地域でのあいさつや声かけをしましょう。 - 子育てボランティアに参加しましょう。 - 自ら積極的に情報を得る姿勢をもちましょう。 - サークルや自主グループなど、様々な活動を紹介していきましょう。
地域	- 地域の子どもは地域で大切に育てましょう。 - 回覧板等を利用して地域での子育ての情報交換を行いましょう。 - 子育て中の親が集い、憩える場をつくりましょう。 - 地域の子育てグループを支援しましょう。 - 地域の子育てボランティアグループをつくりましょう。 - 育児経験者は育児相談にのってあげましょう。 - 地域での声かけをしましょう。

 評価指標と目標値

評価指標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
子どものことで地域の人から声をかけられることがある保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学校児童の保護者)	86.5% 81.4%		100% 100%
周囲の人(近隣、友人等)に支えてもらって子育てをしているという実感がある保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学校児童の保護者) (中学生の保護者)	76.8% 77.6% 84.2%		90% 90% 90%
市内の育児サークルの数(再掲)	5グループ		8グループ
育児サークル等に現在参加している就学前児童の保護者の割合(再掲)	6.6%		10%

2. 地域の人々との交流を促進するために

現状と課題

地域ぐるみで子育てを支える活動は、市民自らが地域の課題を解決して住みよい地域環境を創造しようとするコミュニティ活動の一つに位置づけられます。そこでは、住民同士の交流とふれあいが不可欠の要素であり、支えられる子どもとその家族が、支える側である地域住民と日頃から交流をもっておくことが必要です。

地域の伝統や人のつながりが希薄になっている現在、かつてのような交流はなかなか難しい状況にありますが、自ら地域への愛着を高めるとともに、日々のあいさつや子ども会活動、祭りなど地域行事への親子での参加等を通じ、様々な年齢間の交流の中で、地域の人々から「地域の子ども」として認識してもらうことが重要です。

また、これら地域の様々な人々との交流は、子どもの社会性を養う上でも極めて有益です。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
地域の交流ができる場の拡充	● 保育所や公共施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう図るとともに、地域の集会所等についても、自治会等への理解を求めながら、子どもと親の利用を促進します。 ● 保育所等において、高齢者とのふれあいができる行事等を計画します。 ● 地域に高齢者が多いという市の特性を活かし、高齢者による育児サポーターの育成を推進します。（再掲）	こども未来課
地域への愛着を高める活動の促進 （再掲）	● 郷土を愛する気持ちや地域への愛着を高めるため、地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事や事業の充実に努めます。	生涯学習課

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
子ども会や育児サークルの活動支援	地域の人々との交流にもつながる、子ども会や育児サークルの活動を支援します。	こども未来課 生涯学習課
児童委員・児童委員、主任児童委員等との交流支援	地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員や主任児童委員と日頃から交流が図れるよう支援します。	こども未来課 福 祉 課

家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	- 地域の行事に積極的に参加しましょう。 - 子ども会行事に参加・協力しましょう。 - 育児サークルや子ども会に入会しましょう。 - 学校のイベント等を利用し、地域の人と交流しましょう。
地域	- 地域の伝統行事や地域行事などを子どもたちに伝えていきましょう。 - 子どもが高齢者や障がい者と地域で交流できる場をつくりましょう。 - 子育て用品や子供服の交換などの交流の場をつくりましょう。 - 中学・高校生をはじめ若い世代にも魅力のある地域行事を工夫しましょう。 - 地域行事等の企画にあたっては、子どもの意見も取り入れましょう。

評価指標と目標値

評価指標	現 状 (平成 20 年度)	目 標 (平成 26 年度)
地域の行事に参加している子育て家庭の割合	—	増やす

3. 子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために

現状と課題

近年、女性の高学歴化や生活水準の向上への意欲などから女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般的になっていますが、子どもを持つ親が仕事と子育てを両立させるためには、多様な保育サービスと充実した放課後児童対策により利用者が安心して働くことのできる環境が必要です。

しかし、職場優先の企業風土が根強い我が国では、育児休業等を取得しやすい環境にない事業所がまだまだ多く、本市においても保護者の育児休業取得率は低調です。事業所への啓発を行い、従業員がそれらの制度を適切に利用できるよう普及に努めなければなりません。また、有給休暇の取得推進、労働時間の短縮、子どものいる従業員に対する職場の理解と協力の促進等、子育てをしやすい職場環境が実現するよう支援していく必要があります。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
保育ニーズに応じた保育サービスの充実	- 地域の保育ニーズを毎年度把握し、待機児童が発生しないように必要に応じて保育所定員の見直しを行うとともに、目標年度までに病後児保育実施実現を図ります。 - 延長保育については、今後の需要増が見込まれるため、必要に応じて実施施設の拡大を図ります。	こども未来課
放課後児童対策の充実	共働き家庭などの児童を対象とした「放課後児童クラブ」による学童保育と、すべての子どもを対象に、さまざまな体験活動等を行う「放課後子ども教室」の連携による、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。	こども未来課 生涯学習課

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
育児休業制度活用促進の啓発	育児休業の取得率を高めるため、企業への育児・介護雇用安定助成金等のPRによって、育児休業制度及び休業中の手当等の支給の促進を図ります。	こども未来課
子育てしやすい職場環境づくりの啓発	事業主だけでなく、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めています。	こども未来課
出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実	出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。	こども未来課
ひとり親家庭に対する支援	- ひとり親家庭で、一時的に生活環境が激変し、日常生活に支障が生じている場合に、日常生活支援を行います。 - ひとり親家庭の親に対し、母子自立支援員による就業相談や就業情報の提供など、自立に向けた支援を推進します。	こども未来課
男性の育児への積極的参加の促進 (再掲)	妊娠期からの父親の育児参加のための啓発資料を配布するとともに、両親学級など、男性を含めた育児セミナーなどにより、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男性の育児への積極的参加を促進します。	こども未来課 人権・男女 共同参画室

● 家庭や地域、企業でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	- 男女ともに育児休業を活用しましょう。 - 家族間で協力し、家事の分担をしましょう。 - 支援してもらえる人がいたら遠慮せずにお願ひしましょう。
地域	- 子育てしながら働く人を温かく見守りましょう。 - 子育てしながら働く人が参加できる地域行事を実施しましょう。
企業	- 子育てしやすい勤務体制をつくりましょう（再掲）。 - 子育ての大切さを理解し、ノー残業デーをつくるなど、労働時間を短縮したり、休暇のとりやすい職場環境をつくりましょう（再掲）。

● 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
認可保育所入所定員	1,700人		1,700人
延長保育の実施か所数	24か所		27か所
病後児保育の実施か所数	0か所		1か所
放課後児童クラブの設置数と登録者数 (設置数) (登録者数)	14か所 398人		15か所 405人
放課後子ども教室の実施か所数	69か所		72か所
育児休業取得率 (就学前児童の父親) (就学前児童の母親)	0.4% 20.4%		20% 80%

4. 子ども連れでも外出しやすいまちにするために

現状と課題

不特定多数の人が利用する公共的な施設の中にも、授乳やおむつ替えを行う場所がないため、乳幼児連れでの利用が困難なものが少なくありません。また、道路等でも歩道がきちんと整備されていないなど、子ども連れで歩くのに危険な箇所がたくさんあります。

そこで、このような状況を解消し、子育て中の家族が小さな子ども連れでも気兼ねなく外出し、社会参加できるように、道路や施設の改善整備を図ることが必要となります。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置	公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。	公共施設管理関係各課
子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備	子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。	建設課
子育て中でも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発	子育て中の家庭が子ども連れでショッピングや食事を楽しめるよう、ベビーカーでも余裕をもって移動できる幅の広い通路、おむつ替えや授乳のためのスペース、託児コーナー、禁煙コーナー等が整備された商業施設の普及に向けた啓発を行います。	こども未来課

● 地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
地域	● 不特定多数の人が利用する施設には、授乳やおむつ替えができる場所を設置しましょう。 ● 店内はベビーカーの通りやすい通路を確保しましょう。 ● 子どもや妊婦の集まる場所では、禁煙を心がけましょう。 ● 公共の場所では分煙対策をしましょう。 ● 託児コーナーを設置するなど、子育て中の親子にも利用しやすい店づくりに努めましょう。 ● 子ども連れの人が外出しやすいよう、歩道に看板や陳列台などを出さないようにしましょう。 ● 公園や道路の清掃・美化に努めましょう。

● 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
おむつ交換所が設置されている市の施設数	-		8 か所
子ども連れに配慮された施設が増えてきたと感じている保護者の割合	-		増やす

5. 子どもの安全に配慮された地域社会を形成するために

現状と課題

近年、子どもが犠牲になる事故や事件が数多く報道され、子どもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。事件に遭遇した子どもたちは、心に深い傷を残すことも少なくありません。

このような中、「子ども110番の家」の設置や防犯ブザーの携行、PTAによる防犯・交通安全パトロールなど、様々な安全対策が工夫されていますが、子どもの安全を守るためには、何より地域の大人たち一人ひとりが、「地域の子どもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもって、学校・警察・各種団体等との連携を強化しつつ、常に子どもの安全を気かけ、地域で継続的に見守っていくことが重要です。

また、最近では、コンビニエンスストアをはじめ、カラオケボックス、ゲームセンターなど、24時間営業している場所が増えたこともあって、深夜(午後11時以降)に外出する中学・高校生も見られます。子どもの安全確保だけでなく、健全育成という見地からも子どもの深夜外出を許さないという厳しい姿勢で臨むことが必要です。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
子どもが安全に遊べる公園等の整備	地域の子どもや利用者の要望等を聴きながら、安全で身近に利用できる公園や広場等の整備を推進します。	公園管理各課
安全な通学路の確保	通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA等による通学指導の充実を図ります。	建設課 総務課 学校教育課

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
地域ぐるみによる交通安全指導の推進	市民の交通安全に対する意識を高め、基本的な交通ルールや交通マナーを身につけられるよう、幼児期から成長段階に合わせた、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、子どもを交通事故から守れるよう、地域ぐるみによる声かけと指導を推進します。	学校教育課
地域ぐるみによる防犯活動の推進	子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、自主防犯パトロールによる監視体制の強化など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。	学校教育課 総務課 建設課 公園管理各課
	不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。	総務課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	- 子どもの外遊びにはできるだけ付き添いましょう。 - 子どもの日没後や深夜にわたる無断外出には厳しく注意しましょう。 - 子ども 110 番の家や場所を親子で確認しておきましょう。
地域	- 緊急連絡網をつくりましょう。 - 子どもの登下校時には目を向けるなど、通学路の安全確保に協力しましょう。 - 遊んでいる子どもの安全を気にかけて、地域で見守りましょう。 - 定期的に防犯パトロールをしましょう。 - 子ども 110 番の家に協力しましょう。 - 不審な人や車を見たら警察に通報しましょう。 - 道路や施設で危険な箇所を見つけたら通報しましょう。

 評価指標と目標値

評価指標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
近くに安心して遊べる場がある小学校児童の割合	54.0%		80%
子ども 110 番の家の設置か所数	345か所		380か所

基本目標4 心身ともに健全な次代の親を 育むことができるまちづくり

心身ともに健全な次代の親を育むために必要なこととして、次の3点を掲げました。

1. 生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけることができる
2. 自ら心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期をおくることができる
3. 社会の一員としての自覚と責任をもち、親になる準備ができる

1. 生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけるために

現状と課題

思春期は子どもから大人になる転換期であり、この時期の様々な問題とそれに対する対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、生涯にわたる健康づくりの基盤として、また次代の子どもを生み育てる準備期間としても非常に重要な時期です。しかし、近年、思春期における性行動の低年齢化による人工妊娠中絶や性感染症の増加等の傾向が見られることから、生命を大切にする教育や、望まない妊娠や性感染症を防ぐための性教育の重要性が指摘されています。

本市でも、学校教育の中で、生命を大切にする教育や子どもの発達段階に応じた性教育等が行われていますが、子どもたちが健やかに思春期をおくためには、家庭、学校、地域等が連携して、人権尊重の精神に基づいた性教育や思春期健康教育の充実を図るとともに、親をはじめ周囲の大人が子どもをサポートできる体制づくりをしていく必要があります。

また、様々なメディアから流される性に関する情報が、思春期の性行動の引き金になるケースがあることも指摘されており、有害な情報から子どもたちを守ることも必要です。特に、近年はインターネットや携帯電話の普及により、興味本位で有害サイトにアクセスし、性犯罪等に巻き込まれる危険性もあります。IT時代に生きる子どもたちにとって、インターネットの利便性を享受することは不可欠ですが、親をはじめとする大人の新たな責任として、子どもたちにその危険性を十分認識させ、その利用には自己責任が伴うことを教えることが重要です。

● 行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
性感染症の情報提供と予防の啓発	エイズなど性感染症の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発に努めます。	こども未来課 健康対策課
学校における性教育等の充実	- 子どもの発達段階に応じた指導計画を作成し、小学校では、生命の大切さ・尊さを理解する教育を実践し、適切な行動がとれるよう指導の充実を図ります。 - 中学校では、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、心と体の健康学習としての性教育の充実を図ります。	こども未来課 学校教育課
乳幼児とのふれあい体験の推進	生命の尊さを知り、自分も親に愛されているという実感を得られるよう、中学生を対象に育児体験学習の充実を図り、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習機会を増やします。	こども未来課 学校教育課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	- 思春期の子どもとしっかり向き合い、きちんとした言葉によるコミュニケーションをとりましょう。 - 日頃から悩みや心配事を話し合えるように、親子のふれあいを大切にしましょう。 - 自分が大切に育てられたことを親から聞きましょう（親は子どもに話しましょう）。 - 子どもの携帯電話の所持にあたっては、通話時間や通話料の抑制などの約束事を決め、常に注意を怠らないようにしましょう。 - インターネットの健全な利用を親子で考えましょう。

主体	取 り 組 み 内 容
地域	● 思春期のうちから乳幼児とふれあえる機会を設けましょう。 ● 日頃から地域ぐるみであいさつができる環境をつくりましょう。 ● 有害環境の浄化に取り組みましょう。

 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
周囲の人から大切に思われていると感じる子の割合	—		90%
性感染症の内容について知っている中学生の割合	—		80%
小さな子どもとふれあう機会がある中学生の割合	62.8%		80%
避妊法を正確に知っている中学生の割合	—		80%

2. 自ら心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期をおくるために

現状と課題

思春期には、性に関する問題行動以外にも、過度のダイエット、夜更かし、薬物乱用、喫煙・飲酒等の問題行動が子どもたちの健康をむしばんでいると指摘されています。思春期の子どもたちがこれらの健康被害について理解し、適切な行動がとれるようにするためには、学校、家庭、地域が一体となって教え、見守ることが重要です。

また、家庭の問題や自らの学業、学校環境、課外活動、人間関係などから発生する悩みやストレスに対処できる心の健康づくりも極めて重要です。特に、思春期は身体的にも精神的にも大きく揺れ動く時期で、不登校、家庭内暴力、ストレスによる摂食障害など、様々な心の問題がクローズアップされています。この時期の子どもたちは精神的に不安定なことを、親や教師をはじめ周囲の大人たちが理解し、しっかりと見守っていく中で子どもたちとの信頼関係を構築することが必要です。

思春期の心の相談は学校のスクールカウンセラーによる対応のほか、主に保健所で実施していますが、問題を抱えた子どもに向き合うことで悩みを深める親たちからの相談も含め、今後ますます増加・複雑化が予想される相談に対し十分な対応ができるよう、カウンセリング機能の充実を図る必要があります。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
健康診断・体力測定の実施	子ども自ら、自己の身体や健康の状態を把握・確認しながら健康管理ができるよう、健康診断・体力測定の実施を図ります。	学校教育課
余暇活動の推進	単なる休養やストレスコントロールのための余暇活動というにとどまらず、各自の目的に応じ、自己の可能性を試し、新しい自分を発見する場としての余暇活動の推進を図ります。	学校教育課

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
学校における保健教育の充実	学校における保健学習や学級活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、健康教育の充実を図ります。	学校教育課
喫煙・飲酒・薬物乱用による健康への影響の情報提供と啓発	未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、それらの健康への影響について正しい情報提供と啓発を行います。	こども未来課 健康対策課 福祉課 学校教育課
思春期相談の充実	思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術を持った担当者の確保を図るとともに、相談から医療まで適切に対応できるよう、学校、保健所、医療機関、児童相談所等関係機関の連携強化を図ります。	こども未来課 学校教育課

● 家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	- 子どもの前でたばこを吸わないようにしましょう。 - 未成年者に酒を勧めないようにしましょう。 - 朝食をきちんと食べさせましょう。 - 思春期の心と体について学ばせましょう。 - 悩みを一人で抱え込まないで、友達や周りの人に相談しましょう。
地域	- 子どもが利用する施設は禁煙にしましょう。 - P T A 活動や地域の会合等を利用して、子どもの飲酒・喫煙に対する容認度を改善していきましょう。 - 地域の行事についても喫煙のルールを作りましょう。 - 思春期の子どもがもつ悩みを理解し、ゆっくりと見守りましょう。

 評価指標と目標値

評価指標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
朝食を毎日食べている中学生の割合	84.4%		100%
夕食をほぼ毎日家族と一緒に食べる中学生の割合	76.6%		85%
この1年間に体重を減らすためにダイエットをしたことがある中学生の割合	19.5%		10%
たばこを吸っている中学生の割合	0%		0%
お酒を飲んだことがある中学生の割合	19.7%		0%
悩みを相談できる友達がいる中学生の割合	82.5%		90%
悩みを相談できる大人がいる中学生の割合	66.1%		90%
スクールカウンセラーの配置数	8人		16人
不登校児童生徒の出現率 (小学生) (中学生)	0.2% 2.0%		0.1%以下 1.0%以下

3. 社会の一員としての自覚と責任をもち、親になる準備を進めるために

現状と課題

近年、経済的な生活の豊かさを背景に、ニートに代表される親から自立しない(できない)若者の存在が指摘されており、次代の親となる前提として、まず、社会の一員としての自覚と責任をもって自立の準備ができる教育が求められています。

また、若い世代が子育ての楽しさや充実感を知らず負担感ばかりを募らせることがないよう、また、親になって初めて子どもを抱き、子育てに戸惑うことがないよう、子どもとふれあう機会づくり、子育て支援の取り組みの周知など、子育てについての関心を喚起し、親になる準備のできる環境をつくっていくことが必要です。

行政が取り組むこと

施策項目	取 り 組 み 内 容	主な担当課
子どもの自立促進に向けた教育の充実	子どもが社会のしくみを知り、将来、社会の一員としての責任と自覚をもって自立できるよう、家庭や地域とも連携をとりながら、職場やボランティアの体験学習など、「生きる力」をはぐくむ教育の充実を図ります。	学校教育課
子育ての楽しさや充実感についてのPR	マスコミの事件報道などからくる「子どもや子育ては大変だ」という一方的な情報に流されることがないよう、子育ての楽しさや充実感について、若い世代に積極的にPRしていきます。	こども未来課
乳幼児等とのふれあい体験の充実	思春期の頃から、乳幼児とふれあえる機会の拡充を図るとともに、ボランティア等で自分より小さな子どもの世話をする機会の充実を図ります。	こども未来課 学校教育課
子育て支援の取り組みの周知	安心して子どもを産み、子育てをするという生き方を選択できるように、若い世代を中心に、子育て支援の取り組みの周知を図ります。	こども未来課

家庭や地域でできること（行動目標）

主体	取 り 組 み 内 容
家庭	- 働くことや子育てをすることの喜びや大切さを子どもに伝えていきましょう。 - 家庭内での手伝いなど、子どもにも家庭の中での役割分担をしましょう。 - 弟や妹の世話をしっかりさせましょう。 - 子どもをボランティア活動に参加させ、社会の一員としての自覚を促しましょう。 - 子どもの成長に合わせた親離れ、子離れを考えていきましょう。 - 子どもは社会のしくみを知り、社会の一員としての自覚をもちましょう。
地域	- 子どもたちの職場体験や職業訓練の場を提供しましょう。 - 中学・高校生のボランティアを活用できるような行事を企画・実施しましょう。

評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 (平成 20 年度)		目 標 (平成 26 年度)
ボランティア活動に参加したことがある中学生の割合	90.8%		95%
地域の行事によく参加している中学生の割合	24.3%		90%



第 4 章 計画の実現のために



1．子育ての社会化に向けた気運の醸成

市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、広報紙や市ホームページ上で本計画内容を公表し、市民への周知徹底を図るとともに、わかりやすい「標語」を募集・考案し、多くの場に掲示するなど、あらゆる手段、機会を利用して、子育て支援に取り組もうとする市民や地域の気運を高めていきます。

2．関係機関等との連携・協働

子育てに関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、こども未来課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、年度別の実施計画を作成し、計画の着実な推進を図ります。

また、計画の実施にあたっては、保育所、幼稚園、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、自治会など、地域組織とも連携を図りながら、協働の子育て支援に努めます。

さらに、子育て支援施策については、児童手当をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

3．計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、「南島原市次世代育成支援対策地域協議会」において、毎年度、進捗状況の把握、点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、それに対する市民の意見を聴きながら、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

南島原市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

所 属	氏 名
南高医師会	栗 原 公太郎
子育てサポートレインボーさんばハウス	中 村 まり子
市保育会	鷺 村 真 照
市社会福祉協議会	池 田 茂 森
島原地区私立幼稚園協会	横 田 文 香
市校長会	藤 原 国 喜
市 P T A 連 合 会	本 多 澄 人
県南保健所	土 居 浩
市内保育園保護者	立 石 謙 作
子育てサークル つくしんぼ	田 中 恭 子

南島原市次世代育成支援地域行動計画
ひまわりキッズ ～子育て大作戦！！～

平成 22 年 3 月

発 行 長崎県南島原市
企画・編集 南島原市福祉保健部 地域福祉課

〒859-2202 長崎県南島原市有家町山川 58 番地
TEL (050) 3381 - 5050
FAX (0957) 82 - 0217
